

第2次岐阜県廃棄物処理計画

(改定版)

平成29年3月

岐 阜 県

目 次

第1部 計画の概要	
第1章 概要	
1. 計画改定の趣旨	1
2. 基本的な考え方	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の位置付け	2
5. 計画の対象	2
第2章 第2次廃棄物処理計画の中間評価	
1. 廃棄物の減量化の状況	3
2. 施策ごとの課題	4
3. 計画策定後に生じた課題	8
4. 計画改定の考え方	8
第2部 廃棄物の現状と施策の基本方針	
第1章 廃棄物の発生量及び処理量の現状と目標	
1. 廃棄物の発生量及び処理量の現状	
(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量	9
(2) 産業廃棄物の発生量及び処理量	16
2. 廃棄物の減量化の目標	
(1) 一般廃棄物	24
(2) 産業廃棄物	25
第2章 一般廃棄物に関する施策の方針	
1. 基本的な考え方と取組方針	27
2. 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制の整備	28
第3章 産業廃棄物に関する施策の方針	
1. 基本的な考え方と取組方針	29
2. 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項	29
第4章 災害廃棄物に関する施策の方針	
1. 基本的な考え方と取組方針	31
2. 災害廃棄物の処理体制の確保	31
第5章 廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の方針	
1. 廃棄物の不適正処理の現状	32
2. 不適正処理の防止体制	32
第3部 廃棄物の適正な処理に関する具体的施策	
1. 循環型社会の形成	35
2. 生活環境の保全	39
3. 不適正処理対策の推進	40
第4部 計画の推進と進行管理	
第1章 計画の推進	
1. 各主体の役割	42
2. 計画の推進	46
第2章 計画の進行管理	
1. 目標達成に向けた進捗状況の把握	47
2. 計画の進行管理	47
3. 計画の見直し	47

第1部 計画の概要

第1章 概要

1. 計画改定の趣旨

21世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。そのため、廃棄物は、その発生を最小限に抑え、発生した場合でも資源として最大限に活用し、どうしても資源として活用できないものについては、安全、安心な処理を行うことで、環境への負荷をできるだけ少なくすることが必要となります。

本県では、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもとで取り組むための指針として、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」（以下「本計画」と言います。）を策定し、廃棄物の減量化や適正処理に向けた取り組みを行っていますが、この間にも新たな課題が明らかとなっています。

本計画は、中間年度に当たる平成28年度に中間見直しを行うこととしています。そこで、計画期間前半における廃棄物の減量化の進捗状況や計画に基づく取り組みについて点検を行ったうえで、現在、本県が直面している課題を明らかにし、更には、この間に行われた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本計画において「廃棄物処理法」と言います。）等の改正や平成28年1月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、本計画において「国の基本方針」と言います。）等との整合性などに留意しながら、計画期間後半（平成29年度～平成32年度）の取組方針と具体的な施策について検討を行いました。

その結果、本計画の基本的な考え方である「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」を維持しながら、直面する課題に即して、取組方針と具体的な施策の見直しを行うこととしたものです。

2. 基本的な考え方

本計画の実効性を高め、目標を達成するには、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県（以下「各主体」と言います。）が自主的かつ積極的に次のような取り組みを進める必要があります。

- ・県民は、自らが廃棄物の排出者であることを理解し、家庭ごみの減量など、循環型社会の形成に向けた取り組みに自主的かつ積極的に参加する。
- ・事業者は、排出者責任と拡大生産者責任の原則に立ち、循環利用と適正処理に努める。
- ・廃棄物処理業者は、適正処理を行うとともに、廃棄物処理施設に対する理解を高めるため、情報の公開を進める。
- ・市町村は、廃棄物の減量化、再生利用に向けた施策を推進するとともに、廃棄物の適正処理を行う。また、廃棄物処理施設に対する理解を高めるため、情報の公開を進める。
- ・県は、適正処理が確保されるよう事業者・廃棄物処理業者への指導監督を行うとともに、市町村に対する技術的援助に努める。また、市町村と連携し、循環型社会づくりに向けた機運を高める。

本計画が、各主体が自主的かつ積極的な取組みを進め、相互に連携して循環型社会の形成を図るための指針としての役割を果たすため、計画の基本的な考え方を以下のとおり定めました。

循環型社会の形成

循環型社会の形成を図るために、

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）による資源の有効利用を進めます。
- 廃棄物の適正処理を進めます。

生活環境の保全

環境美化の実現を図るために、

- 県民総ぐるみによる環境美化運動を推進します。

不適正処理対策の推進

不法投棄等の不適正処理を撲滅するために、

- 廃棄物の不適正処理の監視体制を確保します。
- 地元自治体・警察等との連携を図ります。
- 廃棄物の不適正処理の未然防止及び不適正処理案件の早期発見・早期措置に努めます。

3. 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成32年度までとします。なお、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等が行われた場合においては、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。

4. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の基本方針に即して定める計画です。

5. 計画の対象

本計画の対象は、廃棄物処理法第2条で規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とします。※

※ 廃棄物処理法第2条では、放射性物質及びこれによって汚染された物を除くこととされています。このため、本計画においても、放射性物質及びこれによって汚染された物を対象から除外しています。

第2章 第2次岐阜県廃棄物処理計画の中間評価

1. 廃棄物の減量化の状況

(1) 一般廃棄物

本計画では、一般廃棄物の減量化の中間目標として、平成28年度の排出量699千トン、再生利用量175千トン（再生利用率25%）、最終処分量48千トンとしています。

平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（速報値）によると、平成26年度における一般廃棄物の排出量は681千トン、再生利用量は136千トン（再生利用率19.9%）、最終処分量は60千トンです。

一般廃棄物の排出量は、平成21年度実績から約55千トン減少し、排出量の削減が進んでいます。

再生利用率は、平成26年度は19.9%で、平成21年度から3%減少（再生利用量は約32千トン減少）していますが、これは、近年、民間事業者による資源回収が活発に行われていることによるもの^{※1}と考えられます。再生利用の状況は、こうした要因を考慮しても、平成21年度から大きく変わっていないと考えられ^{※2}、再生利用率の増加に向けた取組みが必要です。

また、最終処分量は、平成21年度実績から約0.8千トン増加しています。増加の要因として、平成26年8月に発生した豪雨災害の影響が考えられます。平成26年度を除くと、最終処分量は、近年ほぼ横ばい状態にあるため、削減に向けた取組みが必要です。

※1 一般廃棄物処理実態調査は、市町村等が収集したごみ、市町村等の処理施設へ直接搬入されたごみ、及び町内会やPTA等が実施した集団回収で市町村へ報告されたごみの量が調査の対象となっており、民間事業者が設置した資源回収拠点やスーパーの店頭での回収量が含まれていません。

※2 一般廃棄物処理実態調査では、平成21年度から平成26年度にかけて、紙類の再生利用量が約29千トン減少していますが、同時期における全国のご紙回収量（率）は、大きく変化していません。このことから、減少量の大半は、民間事業者による資源回収に回っていると考えられます。（各年度の項目別の再生利用量及びご紙回収量（率）は、P.12に記載しています。）

表1 一般廃棄物の減量化の進捗状況

（単位：千トン）

区 分	平成21年度 実績（基準）		平成26年度 実績		平成28年度 中間目標	
		構成比%		構成比%		構成比%
排出量	736	100	681	100	699	100
再生利用量	168	23	136	20	175	25
中間処理による減量	509	69	485	71	476	68
最終処分量	59	8	60	9	48	7

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

※平成21年度実績（基準）は、本計画の基準年度の実績値。

※再生利用量は、処理過程において直接資源化されたもの、中間処理に伴って資源化されたものと集団回収されたものの合計。

(2) 産業廃棄物

本計画では、産業廃棄物の減量化の中間目標として、平成28年度の発生量3,900千トン、資源化量1,833千トン（資源化率47%）、最終処分量111千トンを掲げています。

平成26年度産業廃棄物実態調査結果によると、平成26年度における産業廃棄物の発生量は3,934千トン、資源化量は2,014千トン（資源化率51%）、最終処分量は126千トンです。

産業廃棄物の発生量は、平成20年度実績から、約56千トンの増加となりましたが、平成20年度の発生量とほぼ同量を維持しており、排出抑制に向けた取組みが進められていると考えられます。

資源化量（率）は、平成20年度実績から約410千トン（8.9%）増加し、排出事業者や処理業者による再資源化の取組みが着実に進められていると考えられます。

また、最終処分量は、平成20年度実績から約0.6千トン減少していますが、更なる削減に向けた取組みが必要です。

表2 産業廃棄物の減量化の進捗状況

（単位：千トン）

区 分	平成20年度 実績（基準）		平成26年度 実績		平成28年度 中間目標	
		構成比%		構成比%		構成比%
発生量	3,878	100	3,934	100	3,900	100
資源化量	1,640	42	2,014	51	1,833	47
中間処理による減量	2,112	54	1,794	46	1,956	50
最終処分量	126	3	126	3	111	3

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

※平成20年度実績（基準）は、本計画の基準年度の実績値。

※資源化量は、処理過程において有効利用されるもの、中間処理に伴って資源化されるものと有償物の合計。

2. 施策ごとの課題

本計画では、「廃棄物の適正な処理に関する具体的施策」として、基本的な考え方（「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」）ごとに実施する施策を定めています。本計画の改定にあたり、廃棄物の減量化の状況を踏まえて、施策の項目ごとにこれまでの取組みについて点検を行いました。

(1) 循環型社会の形成

循環型社会の形成を進めるため、「ごみ減量化の推進」「各種リサイクルの推進」「リサイクル製品の利用推進」「一般廃棄物の適正処理の推進」「産業廃棄物の適正処理の推進」「リサイクル関連産業の育成支援」を施策として掲げています。これらの施策項目ごとの課題は、次のとおりです。

①ごみ減量化の推進

生活系ごみの排出量は減少していますが、ごみ減量化に対する県民の関心度が高まっているとは言えないため、県民の意識を高めるための取組みを継続する必要があります。

○県民1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人日)

年度	H21	H26
1人1日あたり生活系ごみの排出量	731	661

※生活系ごみは、生活系ごみ収集量に集団回収量を加えた量

(平成21、26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

○東海三県一市グリーン購入キャンペーン参加店舗数 (店)

年度	H21	H27
キャンペーン参加店舗数	714	689
小売事業所数(※)	14,377	11,911
参加割合	4.97%	5.78%

※小売事業所数は、総務省統計局「経済センサス」のうち、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他小売業の合計

(東海三県一市グリーン購入キャンペーン実行委員会調べ)

②リサイクルの推進

(各種リサイクルの推進・リサイクル製品の利用推進・リサイクル産業の育成支援)

各種リサイクル法に基づく循環資源の回収や再生利用等の仕組みは拡大しており、事業者の再生利用の取組みも進んでいると見られます。その一方、岐阜県リサイクル認定製品の認定数はほぼ横ばいとなっています。回収された資源が確実に循環されるよう、リサイクル製品の利用拡大に向けた取組みが必要です。

○容器包装分別実施市町村数 (市町村)

容器種別	H24	H27
鋼製容器	40	41
アルミ製容器	40	41
ダンボール製容器	37	37
飲料用紙製容器	35	38
プラスチック製容器	37	37
その他紙製容器	15	18

※第7期岐阜県分別収集促進計画(H25)、第8期岐阜県分別収集促進計画(H28)の基準年度で比較

(廃棄物対策課調べ)

○岐阜県リサイクル認定製品数 (製品)

年度	H21	H26
認定製品数	188	176

(廃棄物対策課調べ)

③一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理施設への定期立入検査や施設整備に対する支援を通じて、一般廃棄物の適正な処理体制は確保されています。

今後、防災や地球温暖化対策の観点から、一般廃棄物処理施設の耐震化や熱回収・発電等

のエネルギー回収の促進を図る必要があります。また、再生利用量（率）の向上、最終処分量の削減に向けた支援を進める必要があります。

○一般廃棄物処理施設のエネルギー回収能力 (余熱利用能力：MJ、発電能力：kW)

年度	H21	H26
余熱利用能力	133,432,943	224,605,138
発電能力	18,230	18,640

(H21,26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

④産業廃棄物の適正処理の推進

優良認定の新規取得業者や電子マニフェスト登録件数の増加などから、排出事業者・処理業者の法令遵守や適正処理意識は高まっていると考えられますが、一層の徹底に向け、取組みを継続する必要があります。また、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続条例の運用を通じて、処理施設に対する周辺住民の理解は浸透していると考えられますが、今後も適正な運用を行う必要があります。

○優良認定の新規取得処分業者数 (社)

年度	H23	H24	H25	H26
新規取得業者	2	2	3	2

※優良認定制度は平成23年4月から運用開始。
(廃棄物対策課調べ)

○電子マニフェスト登録件数 (件)

年度	H21	H26
登録件数	61,105	141,151
全件数（紙、電子）に占める割合	19.7%	36.6%

(廃棄物対策課調べ)

○産業廃棄物処理施設の設置に係る手続条例に基づく手続完了件数 (件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
完了件数	1	4	7	6	10	8

(廃棄物対策課調べ)

(2) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、「環境美化運動の推進」「災害時における廃棄物処理対策の推進」を施策として掲げています。これらの施策項目ごとの課題は、次のとおりです。

①環境美化運動の推進

県内で行われている環境美化活動への参加人数は増加傾向にあり、環境美化に関する意識や行動については、県民への浸透が進んでいると考えられます。環境美化の意識が広く浸透することで不適正処理の抑止にもつながるため、今後も、取組みを継続する必要があります。

○環境美化活動参加人数 (人)

年度	H21	H26
参加人数	315, 596	336, 367

(廃棄物対策課調べ)

②災害時における廃棄物処理対策の推進

環境省から平成26年3月に示された「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて、大規模災害時の災害廃棄物処理における県の役割等を整理し、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しました。今後、災害時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が開始できるよう、県・市町村を挙げて備えの強化を進める必要があります。

○災害廃棄物処理計画の策定市町村 (環境省旧指針※) (市町村)

種類	H21	H26
震災編	20	38
水害編	20	37

※H26.3以前の処理計画策定の指針であった「震災廃棄物対策指針」(H10)、「水害廃棄物対策指針」(H17)を指す。
(廃棄物対策課調べ)

(3) 不適正処理対策の推進

不適正処理対策を進めるため、「不法投棄等の不適正処理対策の推進」を施策として掲げています。施策項目ごとの課題は、次のとおりです。

①不法投棄等の不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不適正処理の件数については、減少傾向にありますが、小規模な事案については、依然として後を絶たない状況にあります。また、土砂又は有価物を装うなど手口が悪質・巧妙化しているほか、反社会的勢力が関与する事案もあり、調査による事案の全容解明、指導による原状回復に時間を要する事案も少なくない状況です。

このため、「早期発見・早期措置」を基本方針とし、不適正処理対策を継続して推進する必要があります。

○通報件数 (件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
件数	3, 971	3, 236	3, 471	3, 539	3, 215	3, 450
(産廃)	755	423	368	361	355	319

※(産廃)は内数。通報件数には野焼き等に関する通報も含まれる。

※通報後の現場調査の結果、廃棄物の不適正処理と誤認されたものや、同一案件に関する複数人からの通報若しくは複数回の通報もあり、通報件数がそのまま不適正処理の件数とはならないことに留意が必要。
(廃棄物対策課調べ)

3. 計画策定後に生じた課題

本計画の策定後に生じた課題や法制度の改正に対応して、取組内容の見直しを行う必要があります。主な課題は、次のとおりです。

(1) 廃棄食品不正転売事件を踏まえた適正処理の徹底

平成 28 年 1 月に発覚した廃棄食品の不正転売事件では、産業廃棄物の適正処理を徹底するために取り組むべき課題が明らかとなりました。現在、国においては、廃棄物処理法の改正などの制度改正について検討が行われていますが、国の動向を注視しながら、立入検査の強化、電子マニフェストの利用促進、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進など、制度改正とは関わりなく取り組むことができる事項から取組みを進めていく必要があります。

(2) 災害廃棄物対策

平成 27 年 7 月に廃棄物処理法が改正され、非常災害時における廃棄物処理対策に関する基本的な方針を廃棄物処理計画において定めることとされました。県は、平成 28 年 3 月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、同計画を踏まえ、国、近隣県、市町村、関係団体と連携して、非常時に迅速かつ適正な廃棄物処理が開始できるよう、平常時からの備えを強化する必要があります。

(3) PCB 廃棄物の期限内処理

平成 28 年 5 月に PCB 特別措置法の改正が行われ、高濃度 PCB 廃棄物の処理期限が平成 33 年 3 月(トランス・コンデンサー等の一部の廃棄物については平成 34 年 3 月)とされました。期限内処理の終了に向けて、高濃度 PCB 廃棄物の保管状況の網羅的な把握や計画的な処理を進める必要があります。また、処理期限が平成 39 年 3 月とされている低濃度 PCB 廃棄物についても、計画的な処理を進める必要があります。

(4) 国の基本方針との整合

平成 28 年 1 月に国の基本方針が改正され、家庭から発生する食品廃棄物(食品ロス)の削減や家電リサイクル法で小売店の引取義務外とされる廃家電製品の回収、使用済小型家電製品の回収に関する取組目標や全国的に取組みが遅れている 2R(リデュース・リユース)への取組みの強化をはじめとする施策の方針が示されました。こうした基本方針の改正内容を踏まえて取組みを進める必要があります。

4. 計画改定の考え方

2, 3 で示した課題を踏まえて、計画期間後半における取組方針を明らかにするため、本計画の改定を行います。

改定にあたっては、本計画策定時に定めた基本的な考え方(「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」)を維持しながら、課題に即して、取組内容の見直しを行います。

第2部 廃棄物の現状と施策の基本方針

第1章 廃棄物の発生量及び処理量の現状と目標

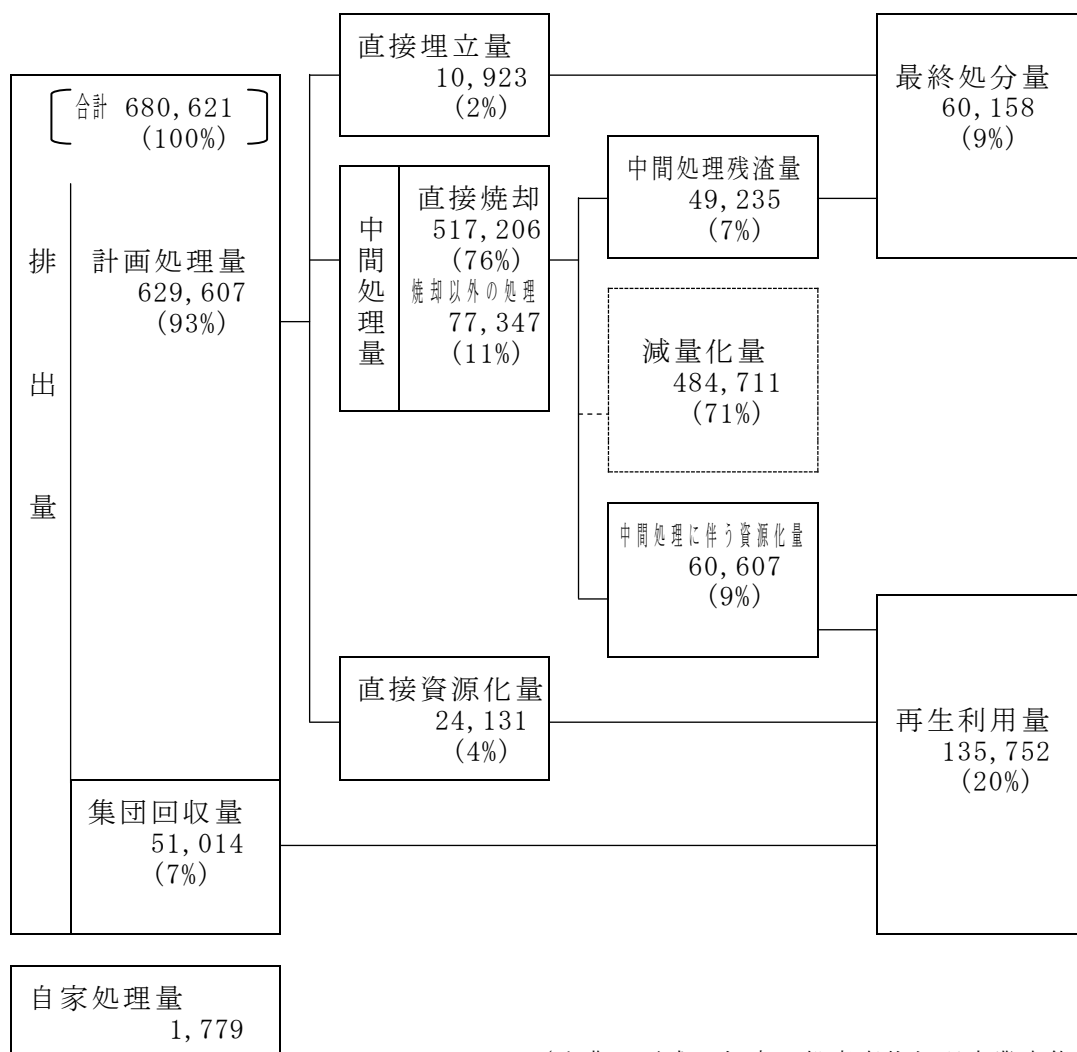
1. 廃棄物の発生量及び処理量の現状

(1) 一般廃棄物の排出量及び処理量

本県の平成26年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図1のとおりです。排出量681千トンのうち、焼却等により減量化された量は485千トン（71%）、再生利用されたものは136千トン（20%）、最終処分されたものは60千トン（9%）となっています。また、自家処理量は2千トンとなっています。

図1 一般廃棄物の全県処理フロー図（平成26年度）

（単位：トン）



（出典：平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査）

（※平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査結果は速報値（以下同じ））

※排出量＝収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収量

※再生利用量＝集団回収量＋直接資源化量＋中間処理に伴う資源化量

※自家処理量は、一般廃棄物のうち家庭などで自ら処理するごみの量

(ア) 排出量の推移

県内のごみの排出量の推移は、表3、図2のとおりです。ごみ総排出量は、平成21年度以降、減少傾向となっています。

生活系ごみの平成26年度の排出量は442千トンで、平成21年度（467千トン）に比べ5.3%減少しています。事業系ごみの平成26年度の排出量は187千トンで、平成21年度（194千トン）に比べ3.4%減少しています。

表3 ごみ処理状況の推移

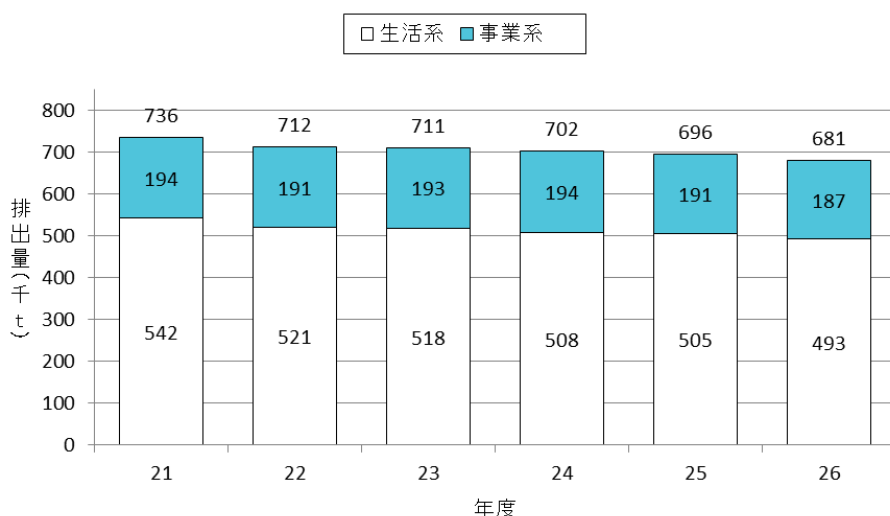
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	593,630	576,242	580,214	574,163	574,467	562,649
	直接搬入量 (t)	67,150	63,537	65,099	65,620	65,543	66,958
	集団回収量 (t)	75,324	72,109	65,809	62,621	56,207	51,014
	ごみ総排出量 (t) (A)	736,104	711,888	711,122	702,404	696,217	680,621
	生活系ごみ (t)	467,140	449,015	452,663	445,944	449,050	442,490
	事業系ごみ (t)	193,640	190,764	192,650	193,839	190,960	187,117
	集団回収量 (t)	75,324	72,109	65,809	62,621	56,207	51,014
	ごみ総排出量 (t) (A)	736,104	711,888	711,122	702,404	696,217	680,621
総人口 (人) (B)※1	2,034,153	2,031,982	2,025,425	2,064,940	2,054,775	2,045,952	
計画収集人口 (人)	2,034,153	2,031,982	2,025,425	2,064,940	2,054,775	2,045,952	
自家処理人口 (人)	0	0	0	0	0	0	
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日) (A)/(B)/365×1000000(※2)	991	960	959	932 (951)	928 (948)	911 (931)	

※1 24年度以降は、総人口に外国人を含む。外国人を含まない場合の「1人1日あたりのごみ排出量」は、同欄に()で示している。

※2 23年度に限り、(A)/(B)/366*1000000で計算(同年度の暦日が366日のため)

(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

図2 生活系ごみと事業系ごみの排出割合

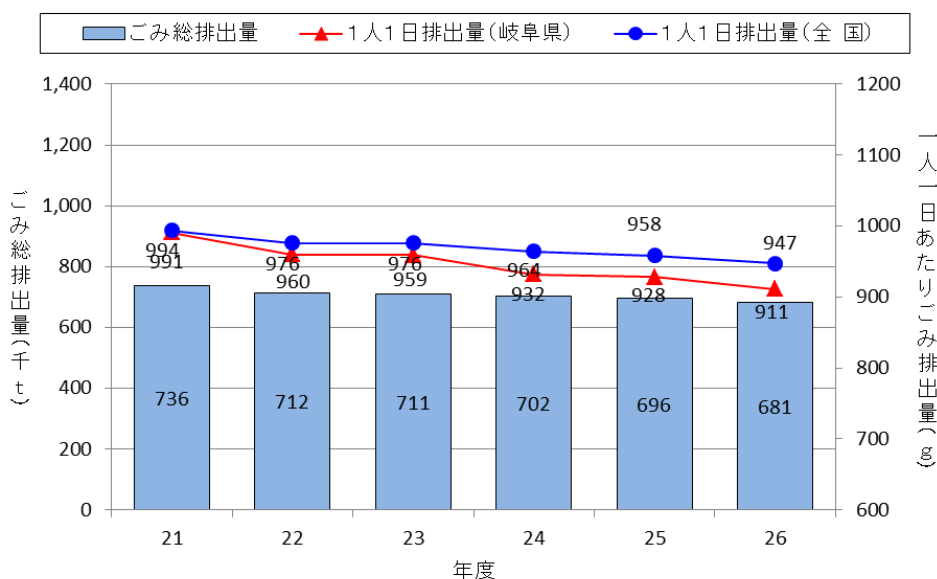


(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(イ) 県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

県民1人1日当たりのごみの排出量の推移は、図3のとおりです。排出量は、全国的には減少傾向にあり、本県においても減少傾向にあります。平成26年度は911グラムで、平成21年度に比べ80グラム（8.1%）減少し、全国では低い方から第13位（平成26年度）に位置しています。

図3 ごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



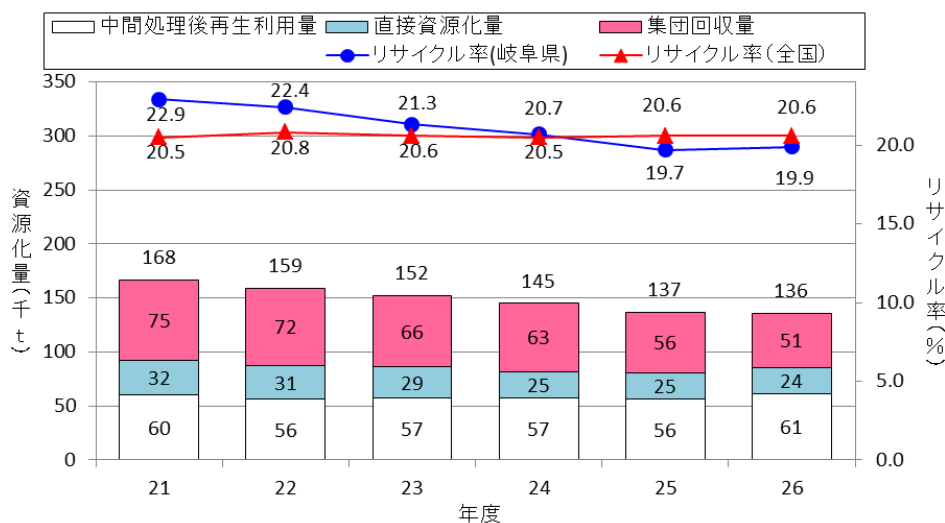
(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(ウ) 再生利用量(率)の推移

再生利用量(率)の推移は、図4のとおりです。本県の再生利用率は、平成21年度から減少していましたが、平成26年度は前年度を上回り、19.9%となりました。平成26年度の本県の再生利用率は全国平均(20.6%)を下回り、全国では第22位(平成26年度)に位置しています。

再生利用量の内訳は、表4のとおりで、紙類の再生利用量が大きく減少しています。一方、全国の新紙回収量(率)は、表4-2のとおりで、大きく変わっていません。このことから、紙類については、減少量の大半が民間事業者による資源回収に回っていると考えられます。

図4 再生利用率の推移



(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

$$(注) \text{リサイクル率} (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

表4 種類別の再生利用量

(単位：トン)

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	増減量 (21年度 比)
再生利用量	168,040	159,308	151,765	145,014	137,241	135,752	-32,288
紙類	95,305	91,718	86,345	79,201	72,800	66,317	-28,988
金属類	16,711	14,847	14,210	14,086	13,537	12,716	-3,995
ガラス類	16,397	15,195	15,088	15,392	14,705	13,965	-2,432
ペットボトル	4,447	4,485	4,261	4,395	4,252	4,014	-433
プラスチック類	3,379	3,004	3,164	3,358	3,409	3,211	-168
布類	4,741	4,972	4,929	4,876	4,560	3,900	-841
その他	27,060	25,087	23,768	23,706	23,978	31,629	4,569

※その他は、肥料、溶融スラグ（土木用資材等）や燃料等として再生利用されたものである。

(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

表4-2 古紙回収量・率(全国)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
古紙回収量(t)	21,835,010	21,630,048	21,637,196	21,760,553	21,960,024	21,682,561
古紙回収率	78.8%	78.3%	77.8%	80.8%	79.5%	81.7%

(出典：(公財)古紙再生促進センター)

(エ) 最終処分量及び最終処分率の推移

最終処分量の推移は表5及び図5、最終処分率の推移は表6のとおりです。

最終処分量は近年横ばい状態にあります。また、最終処分率は、全国平均を下回っていますが、近年、その差は小さくなっています。

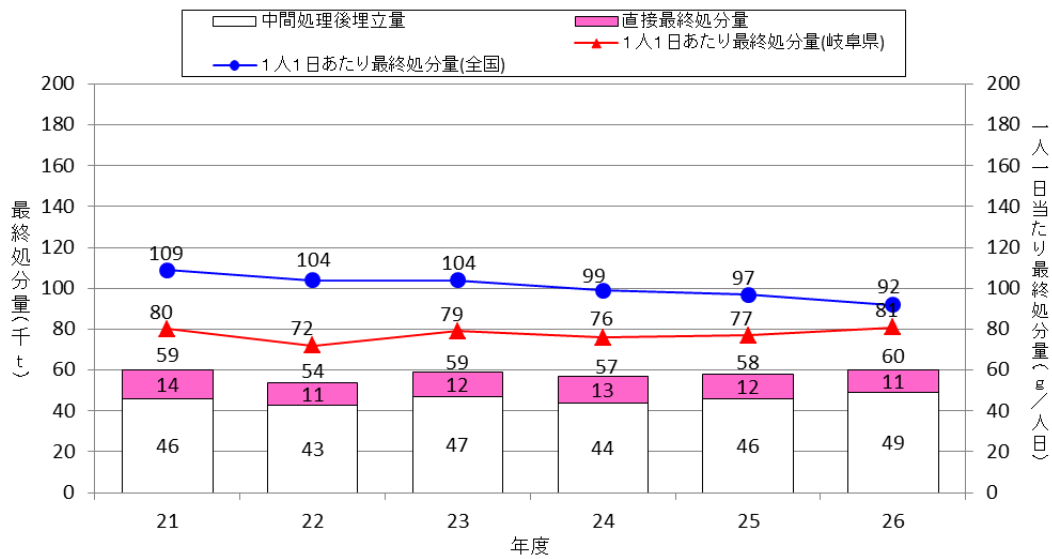
表5 最終処分量の推移

(単位：トン)

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
直接埋立	13,625	10,972	11,518	13,026	11,577	10,923
焼却残渣	39,843	36,724	41,604	39,191	41,939	42,220
焼却以外の処理残渣	5,892	5,820	5,454	5,063	4,534	7,015
合計	59,360	53,516	58,576	57,280	58,050	60,158

(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

図5 最終処分量と1人1日当たりの最終処分量の推移



(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

表6 最終処分率の推移

(単位：%)

区分／年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
岐阜県	8.1%	7.5%	8.2%	8.2%	8.3%	8.8%
全国	11.0%	10.7%	10.6%	10.3%	10.1%	9.7%

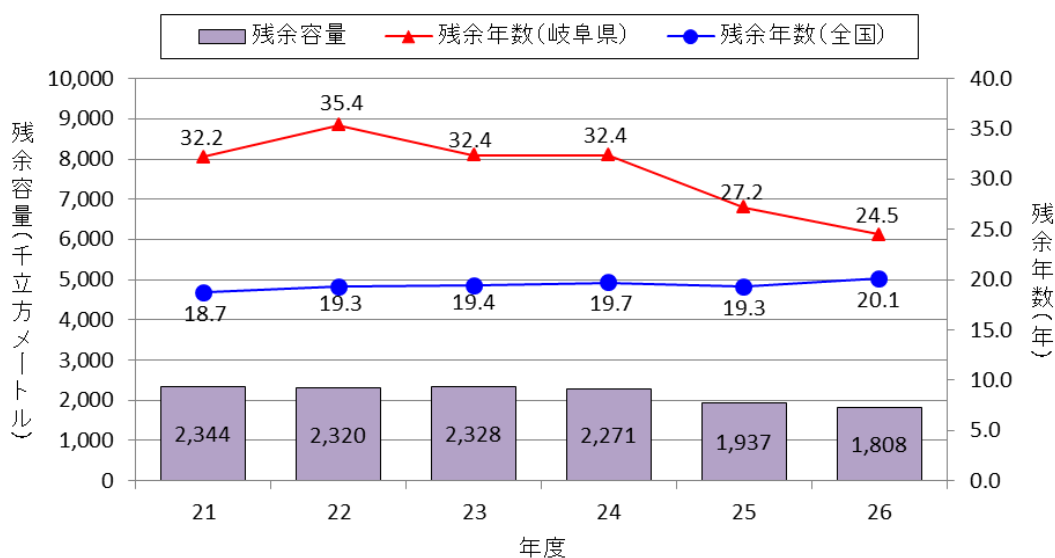
(平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(注) 最終処分率 (%) = (最終処分量 / ごみ総排出量) × 100

(オ) 最終処分場の残余容量と残余年数

一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移は図6のとおりです。残余年数は、近年減少しており、残余年数も低下しています。

図6 一般廃棄物最終処分場の残余容量と残余年数の推移



(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

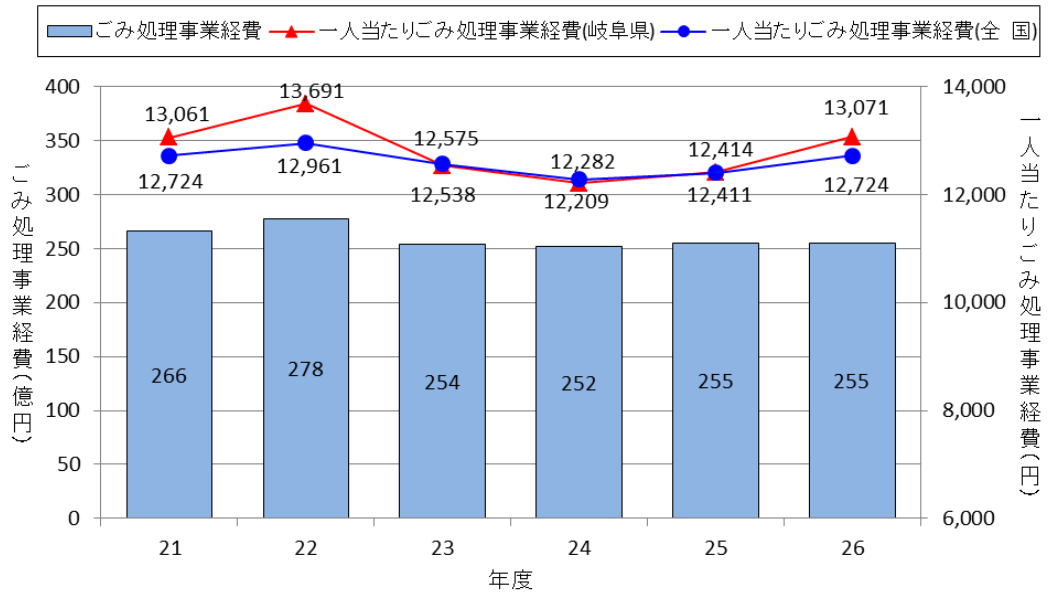
(注) 残余年数 = $\frac{\text{当該年度末の残余容量}}{\text{当該年度の最終処分量} / \text{埋立ごみ比重 (0.8163)}}$

(カ) ごみの処理事業経費の推移

ごみの処理事業経費（一般廃棄物処理施設の建設改良費を除いた経費）及び県民1人当たりの1年間のごみの処理事業経費の推移は、図7のとおりです。平成26年度は全体で267億4330万円であり、県民1人当たり13,071円となっています。

1人あたりの年間ごみ処理事業経費の推移は、全国平均とほぼ同様の傾向を示しています。

図7 ごみ処理事業経費（建設改良費を除く）の推移



(出典：平成21～26年度一般廃棄物処理事業実態調査)

(2) 産業廃棄物の発生量及び処理量

(ア) 種類別発生量

本県の平成26年度の産業廃棄物の推定発生量は、表7、図8のとおりです。

発生量は4,841千トンで、種類別では、有機性汚泥が1,695千トン（35.0%）と最も多く、次いで家畜ふん尿906千トン（18.7%）、がれき類899千トン（18.6%）となっています。

表7 産業廃棄物種類別発生量

(単位:トン)

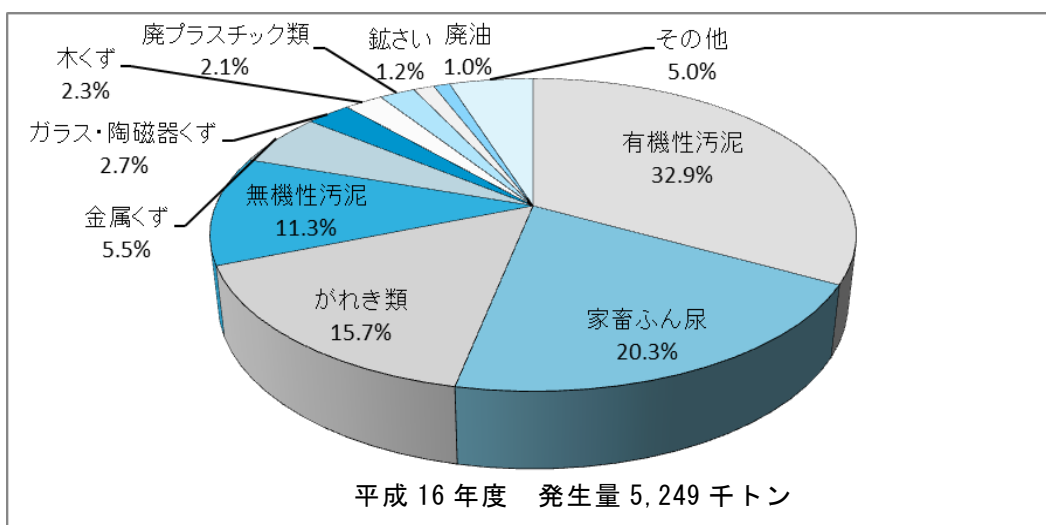
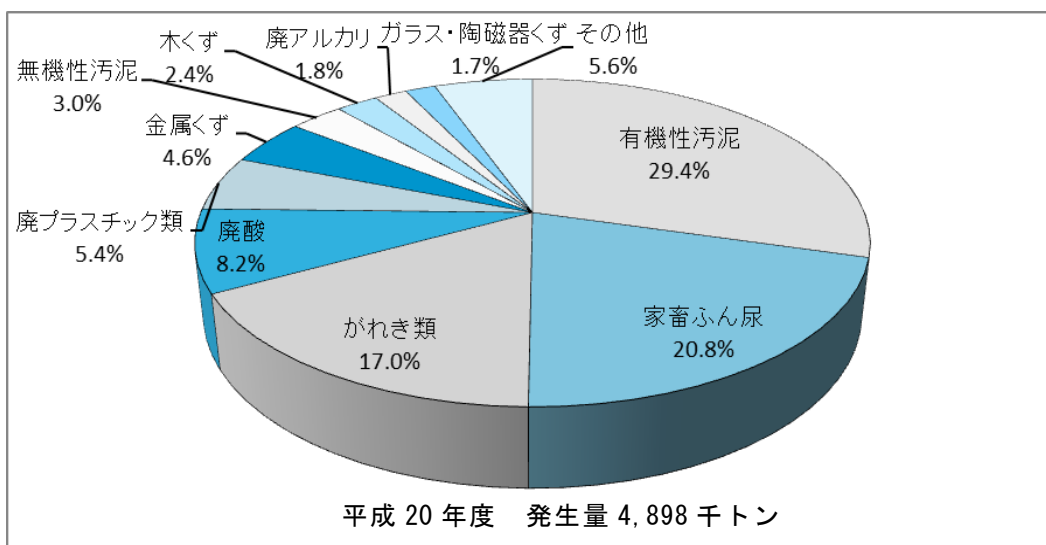
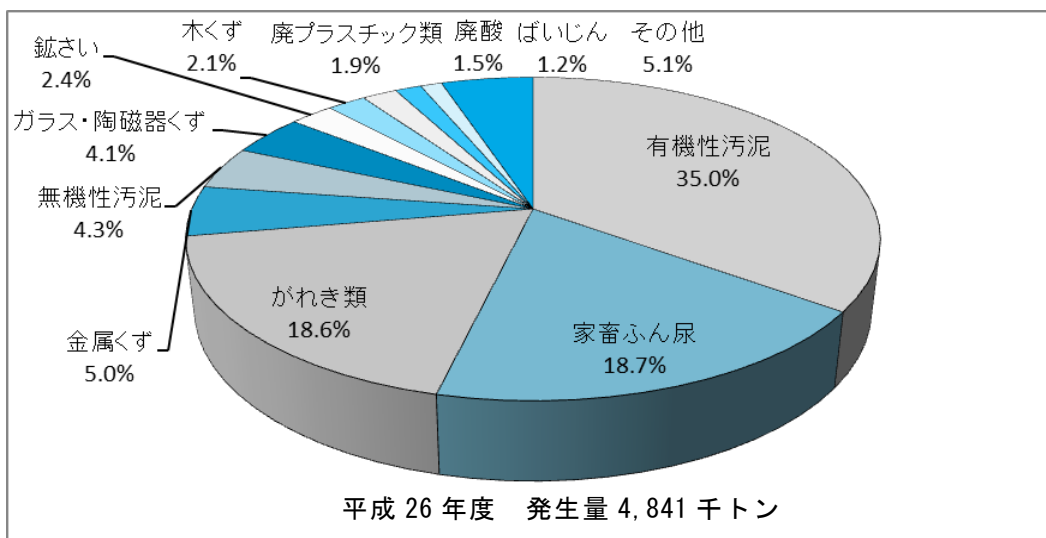
廃棄物の種類	平成16年度		平成20年度		平成26年度		
	発生量	構成比	発生量	構成比	発生量	構成比	
燃え殻	14,282	0.4%	14,612	0.3%	22,545	0.5%	
汚泥	有機性汚泥	1,728,605	32.9%	1,438,157	29.4%	1,695,047	35.0%
	無機性汚泥	591,030	11.3%	149,213	3.0%	207,316	4.3%
廃油	51,039	1.0%	59,546	1.2%	34,173	0.7%	
廃酸	30,678	0.6%	399,891	8.2%	70,679	1.5%	
廃アルカリ	39,603	0.8%	90,600	1.8%	49,596	1.0%	
廃プラスチック類	112,005	2.1%	265,886	5.4%	94,251	1.9%	
紙くず	35,425	0.7%	33,285	0.7%	29,331	0.6%	
木くず	119,863	2.3%	117,312	2.4%	103,274	2.1%	
繊維くず	2,660	0.1%	2,705	0.1%	1,103	0.0%	
動植物性残さ	37,097	0.7%	31,455	0.6%	54,598	1.1%	
動物系固形不要物	754	0.0%	123	0.0%	0	0.0%	
ゴムくず	527	0.0%	214	0.0%	737	0.0%	
金属くず	288,186	5.5%	223,806	4.6%	242,728	5.0%	
ガラス・陶磁器くず	139,161	2.7%	84,720	1.7%	199,150	4.1%	
鉱さい	64,955	1.2%	64,926	1.3%	118,153	2.4%	
がれき類	825,916	15.7%	834,270	17.0%	899,190	18.6%	
家畜ふん尿	1,065,184	20.3%	1,018,567	20.8%	906,183	18.7%	
家畜の死体		0.0%	1,578	0.0%	800	0.0%	
ばいじん	13,429	0.3%	6,092	0.1%	57,575	1.2%	
その他の産業廃棄物	88,536	1.7%	60,726	1.2%	54,954	1.1%	
合計	5,248,936	100%	4,897,684	100%	4,841,381	100%	
(農業系廃棄物を除く)	4,182,831		3,877,535		3,933,870		

※ 端数処理の関係で、合計は一致しない。

※ この表には農業系廃棄物が含まれており、それは家畜ふん尿と動物の死体及び園芸用ハウスのビニルフィルム等である。ビニルフィルムは廃プラスチック類に含まれ、平成16年度は922トン、平成20年度は4トン、平成26年度は527トン発生している。(平成20年度は標本調査による)

(出典:平成17、21、27年度産業廃棄物実態調査)

図8 産業廃棄物種類別発生量



(イ) 業種別発生量

産業廃棄物の業種別発生量は、表8、図9のとおりです。発生量が最も多いのは、製造業の1,859千トン(38.4%)で、次いで建設業が1,069千トン(22.1%)、農林業908千トン(18.7%)、電気・水道業900千トン(18.6%)となっています。

表8 産業廃棄物業種別発生量

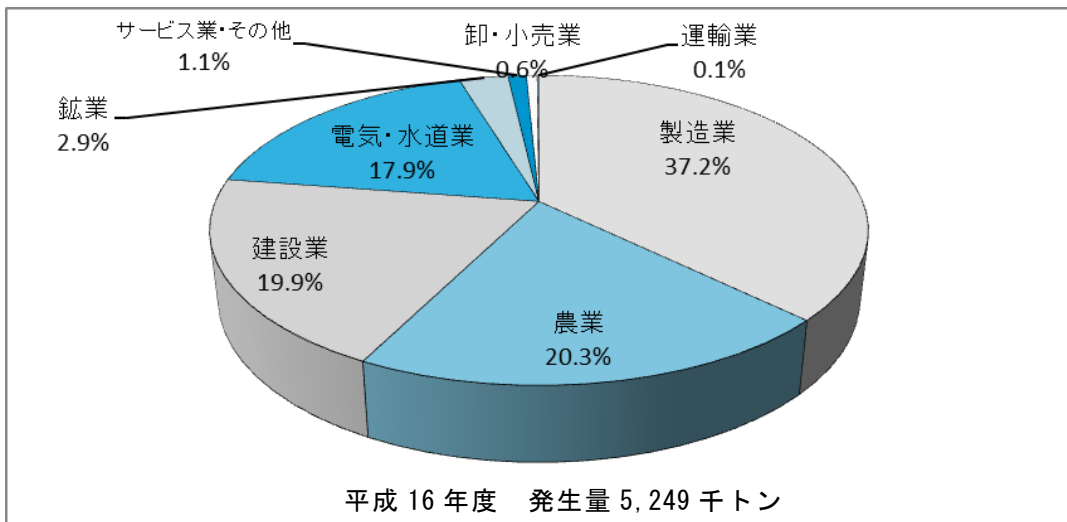
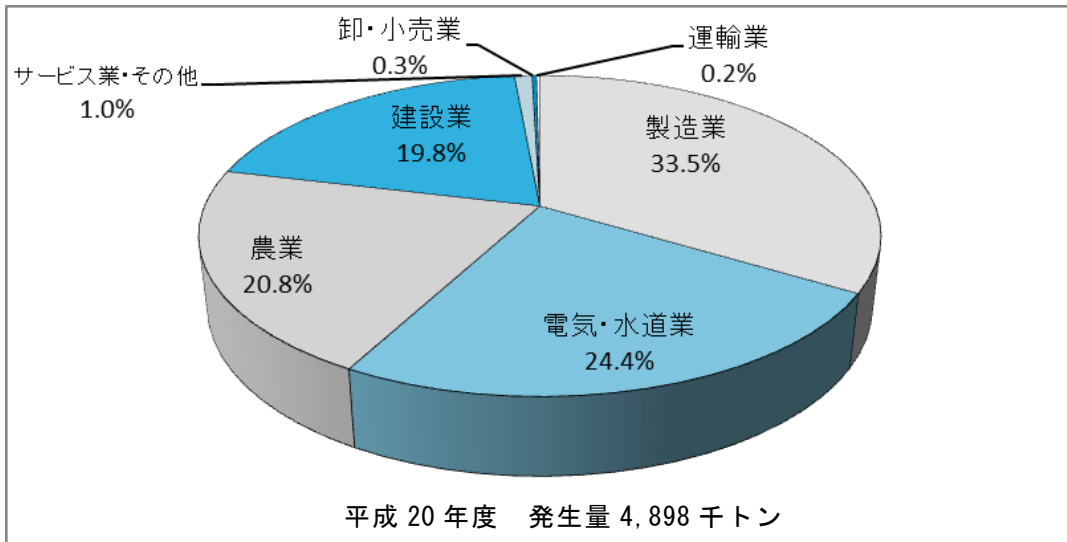
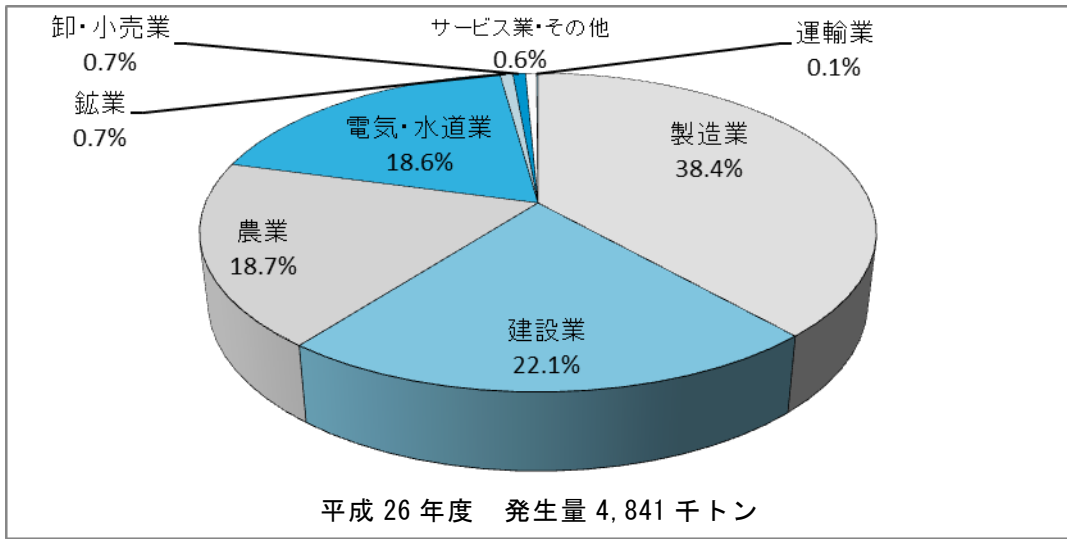
(単位:トン)

業種	平成16年度		平成20年度		平成26年度	
	発生量	構成比	発生量	構成比	発生量	構成比
農業	1,066,106	20.3%	1,020,149	20.8%	907,511	18.7%
鉱業	151,284	2.9%		0.0%	35,662	0.7%
建設業	1,044,318	19.9%	971,527	19.8%	1,069,380	22.1%
製造業	1,951,955	37.2%	1,642,783	33.5%	1,858,920	38.4%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	33,369	0.6%	449,011	9.2%	76,871	1.6%
パルプ・紙・紙加工品製造業	704,001	13.4%	211,986	4.3%	686,425	14.2%
プラスチック製品製造業	21,770	0.4%	186,292	3.8%	92,090	1.9%
化学工業	150,460	2.9%	133,308	2.7%	69,708	1.4%
窯業・土石製品製造業	464,606	8.9%	117,495	2.4%	238,498	4.9%
その他製造業	577,749	11.0%	544,691	11.1%	695,328	14.4%
電気・水道業	939,971	17.9%	1,192,870	24.4%	900,446	18.6%
運輸業(運輸・郵便業)	5,403	0.1%	9,189	0.2%	3,922	0.1%
卸・小売業	33,459	0.6%	12,339	0.3%	34,991	0.7%
サービス業、その他	56,440	1.1%	48,827	1.0%	30,549	0.6%
全業種合計	5,248,936		4,897,684		4,841,381	
(農業系廃棄物を除く)	4,182,831		3,877,535		3,933,870	

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典:平成17、21、27年度産業廃棄物実態調査)

図9 産業廃棄物業種別発生量



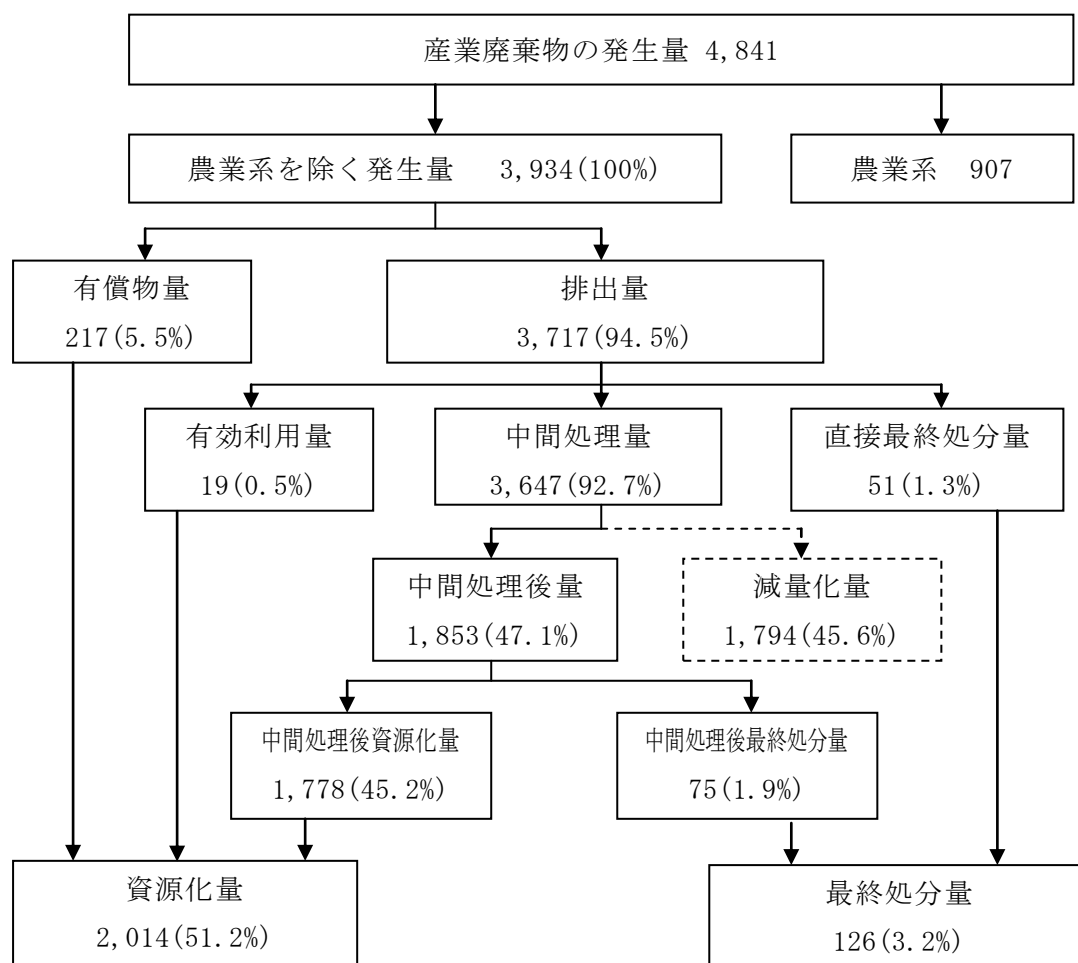
(ウ) 産業廃棄物の処理状況

本県の平成26年度の産業廃棄物の処理状況は、図10のとおりです。

農業系廃棄物を除く産業廃棄物(3,934千トン)のうち、資源化量は2,014千トン(51.2%)、焼却、脱水等により減量化された量は1,794千トン(45.6%)となり、最終処分された量は126千トン(3.2%)となっています。

図10 産業廃棄物の全県処理フロー図(平成26年度)

(単位:千トン)



(出典:平成27年度産業廃棄物実態調査)

(エ) 産業廃棄物の種類別処理状況(農業系廃棄物を除く)

産業廃棄物の種類別処理状況は表9、10、図11、12のとおりです。

(i) 資源化の状況

資源化された量は2,014千トンで、産業廃棄物全体の51.2%に相当します。

資源化率の最も高い種類は、がれき類(99.3%)です。

(ii) 減量化の状況

焼却、脱水等で減量化された量は1,794千トンで、産業廃棄物全体の45.6%に相当します。

減量化率が最も高い種類は、汚泥(89.1%)です。

(iii) 最終処分状況

最終処分されたものは126千トンで、産業廃棄物全体の3.2%となっています。
最終処分率が最も高い種類は、その他の産業廃棄物で39.1%が最終処分されています。

表9 産業廃棄物の処理・処分状況(農業系廃棄物を除く)

(単位：トン)

年度	発生量	資源化量		減量化量		最終処分量			
								直接最終処分量	
平成26年度	3,933,870	2,014,380	51.2%	1,793,740	45.6%	125,750	3.2%	50,501	1.3%
平成20年度	3,877,535	1,639,671	42.3%	2,111,520	54.5%	126,344	3.3%	27,025	0.7%
平成16年度	4,182,831	1,700,981	40.7%	2,232,796	53.3%	249,053	6.0%	74,177	1.8%

(出典：平成17、21、27年度産業廃棄物実態調査)

表10 種類別の処理状況(平成26年度：農業系廃棄物を除く)

(単位：トン)

廃棄物種類	発生量	資源化量		減量化量		最終処分量			
								直接最終処分量	
燃え殻	22,545	16,718	74.2%	1,709	7.6%	4,118	18.3%	3,655	16.2%
汚泥	1,902,363	160,129	8.4%	1,695,679	89.1%	46,555	2.4%	35,832	0.5%
廃油	34,173	14,539	42.5%	17,749	51.9%	1,885	5.5%	3	0.0%
廃酸	70,679	67,395	95.4%	1,042	1.5%	2,242	3.2%	0	0.0%
廃アルカリ	49,596	35,450	71.5%	5,055	10.2%	9,091	18.3%	0	0.0%
廃プラスチック類	93,724	66,941	71.4%	10,647	11.4%	16,136	17.2%	1,752	1.9%
紙くず	29,331	28,611	97.5%	572	1.9%	148	0.5%	3	0.0%
木くず	103,274	84,875	82.2%	17,238	16.7%	1,161	1.1%	886	0.0%
繊維くず	1,103	553	50.2%	499	45.2%	50	4.6%	0	0.0%
動植物性残さ	54,598	44,213	81.0%	10,370	19.0%	14	0.0%	0	0.0%
動物系固形不要物	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ゴムくず	737	615	83.5%	0	0.0%	122	16.5%	122	16.6%
金属くず	242,728	240,082	98.9%	1,593	0.7%	1,053	0.4%	5	0.0%
ガラスくず等	199,150	186,829	93.8%	105	0.1%	12,215	6.1%	4,180	2.1%
鉱さい	118,153	98,295	83.2%	17,625	14.9%	2,233	1.9%	2,191	1.9%
がれき類	899,190	893,327	99.3%	0	0.0%	5,863	0.7%	514	0.2%
ばいじん	57,575	56,193	97.6%	0	0.0%	1,382	2.4%	19	0.0%
その他の産業廃棄物	54,954	19,615	35.7%	13,856	25.2%	21,483	39.1%	1,338	2.4%
合計	3,933,870	2,014,380	51.2%	1,793,740	45.6%	125,750	3.2%	50,501	1.3%

※端数処理の関係で、合計は一致しない。

(出典：平成26年度産業廃棄物実態調査)

図11 産業廃棄物の処理・処分状況（農業系廃棄物を除く）

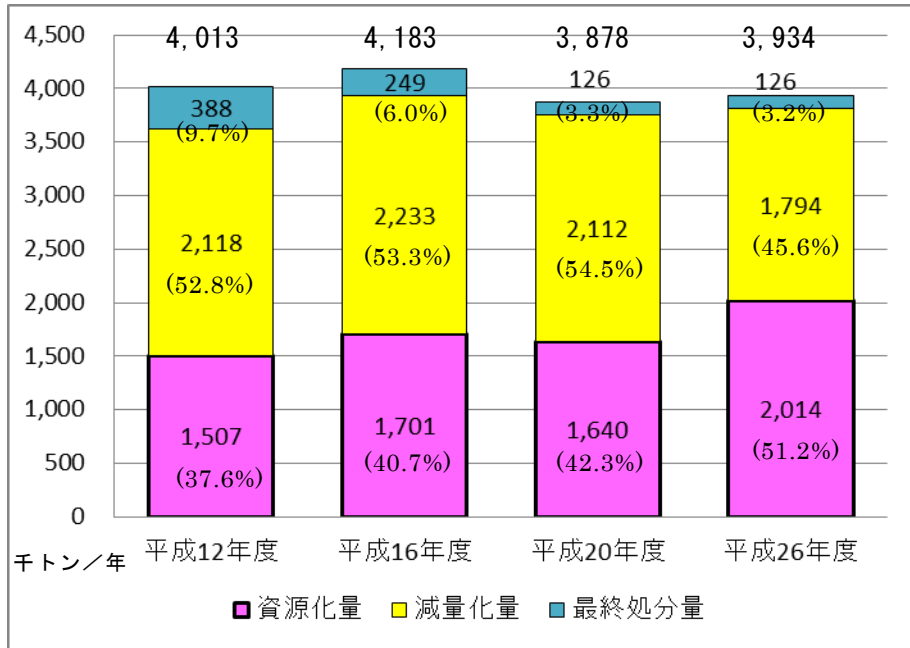
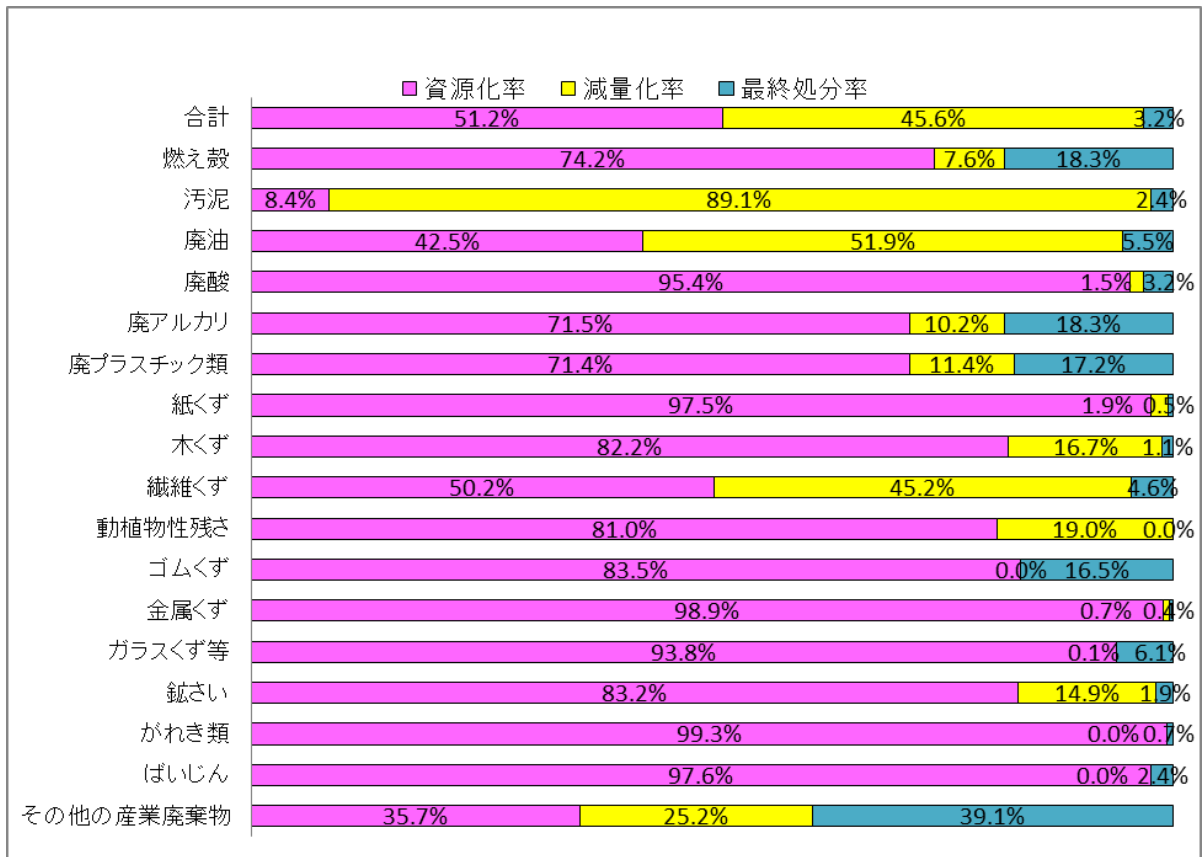


図12 種類別の処理状況（平成26年度：農業系廃棄物を除く）



(オ) 最終処分場の残余容量

最終処分場の平成26年度末現在の残余容量は表11のとおりです。

表11 産業廃棄物処分場残余容量

平成27年3月31日現在（単位：m³）

項目	安定型	管理型	計
施設数	3	5	8
残余容量	24,696	831,338	856,034

（出典：廃棄物対策課調べ）

- ・すべて処理業者が設置した最終処分場である。

2. 廃棄物の減量化の目標

排出・処理に関する現状や中間評価で明らかとなった課題に対応し、廃棄物の減量化や適正処理に関する施策を進めるため、本計画の終了時における廃棄物の減量化に関する目標を次のとおり設定します。

(1) 一般廃棄物

① 排出量

平成32年度の排出量を618千トンとします。

平成26年度の排出量は681千トンとなっており、計画の中間目標（平成28年度排出量699千トン）を既に達成しています。また、計画の最終年度である平成32年度の人口は、平成26年度の人口から4.2%減少すると推計されており、これに伴うごみ排出量の減少が見込まれます。

一方、国の基本方針においては、平成32年度の排出量を平成24年度の排出量から12%削減（1年度あたり1.5%削減）する目標が掲げられ、ごみの排出抑制に対する積極的な取組みが求められています。

県は、食品廃棄物（食品ロス）の削減などの新たな課題に積極的に取り組むとともに、排出抑制に向けた各主体の取組みを積極的に支援します。こうした取組みにより、計画の最終年度である平成32年度の排出量の目標を平成24年度の排出量（702千トン）から12%減となる618千トンとします。

② 再生利用量

平成32年度の排出量に対する再生利用率を27%とします。

平成26年度の再生利用率（19.9%）は、計画の中間目標（平成28年度再生利用率25%）に到達していない状況にあります。

一方、国の基本方針においては、平成24年度の約21%から平成32年度には約27%（1年度あたり0.75%増加）とする目標が掲げられています。

県は、分別のように県民一人ひとりができる取組みや各主体の再生利用に向けた取組みを積極的に支援し、県内全体での再生利用率の向上を図ります。こうした取組みにより、平成32年度の再生利用率の目標を27%とします。

③ 最終処分量

平成32年度の最終処分量を42千トンとします。

平成26年度の最終処分量は60千トンとなっており、計画の中間目標（平成28年度48千トン）に到達しておらず、近年は、ほぼ横ばい状態にあります。

これは、焼却灰の熔融固化施設のように最終処分量の削減に寄与する施設の整備が一段落したことなどが影響していると考えられますが、最終処分場の残余年数の低下や全国的な最終処分量の削減を踏まえれば、最終処分量の削減に向けた取組みが必要

です。

そこで、県は、排出量の削減や再生利用量の増加に向けた取組みに加えて、市町村（又は一部事務組合）の最終処分量の削減に向けた取組みを積極的に支援します。こうした取組みにより、平成32年度の最終処分量の目標を42千トンとします。

なお、上記の一般廃棄物の具体的な目標は、表12のとおりです。

表12 一般廃棄物の減量化の目標（平成32年度）

（単位：千トン）

区 分	平成26年度（実績）			平成32年度（目標）		
		構成比%	指数		構成比%	指数
排出量	681	100	100	618	100	91
再生利用量	136	20	100	167	27	123
中間処理による減量	485	71	100	409	66	84
最終処分量	60	9	100	42	7	70

(2) 産業廃棄物（農業系廃棄物を除く）

① 発生量

平成32年度の発生量を3,900千トンとします。

平成26年度の発生量は3,934千トンとなっており、計画の中間目標値（平成28年度3,900千トン）を若干超えています。

国の基本方針では、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うインフラ整備等が見込まれることから、平成32年度の目標値を平成24年度比で3%増加に抑制する目標が掲げられています。

県は、発生抑制に向けた各主体の取組みを積極的に支援することにより、発生量の抑制を図ります。こうした取組みにより、平成32年度の発生量の目標を計画当初の目標と同じ3,900千トンとします。

② 資源化量

平成32年度の発生量に対する資源化率を56%とします。

平成26年度の資源化率（51%）は、平成20年度実績（42%）から大幅に増加し、計画の中間目標値（平成28年度資源化率47%）を達成しています。

一方、国の基本方針では、平成32年度の資源化率を約56%とする目標が掲げられています。

県は、資源化に向けた各主体の取組みを積極的に支援し、資源化率の増加を図ることとします。こうした取組みにより、平成32年度の資源化率の目標を56%とします。

③最終処分量

平成32年度の最終処分量を105千トンとします。

平成26年の最終処分量は、126千トンとなっており、平成20年度実績（126千トン）からほぼ横ばいで、計画の中間目標（平成28年度111千トン）に到達していません。

しかし、最終処分場の残余容量は減少を続けており、最終処分量の削減は重要な課題です。そこで、県は、分別の徹底や資源化に向けた取組み等、最終処分量の削減につながる各主体の取組みを積極的に支援し、最終処分量の削減を図ります。こうした取組みにより、平成32年度の最終処分量の目標を105千トンとします。

なお、上記の産業廃棄物の具体的な目標は表13のとおりです。

表13 産業廃棄物の減量化の目標（農業系廃棄物を除く）

（単位：千トン）

区 分	平成26年度（実績）			平成32年度（目標）		
		構成比%	指数		構成比%	指数
排出量	3,934	100	100	3,900	100	100
資源化量	2,014	51	100	2,184	56	108
中間処理による減量	1,794	46	100	1,611	41	90
最終処分量	126	3	100	105	3	83

第2章 一般廃棄物に関する施策の方針

1. 基本的な考え方と取組方針

(1) 施策の基本的な考え方

一般廃棄物について、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その効率的な運用に努めなければなりません。県は、市町村が責務を十分に果たせるよう、必要な技術的援助に努めます。

なお、県民、事業者、市町村及び県は

- ・ 循環型社会の形成
- ・ 生活環境の保全
- ・ 不適正処理対策の推進

の視点から、自らの役割を十分に理解し、連携・協働して取り組んでいきます。

(2) 取組方針

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たせるよう必要な技術的援助を行うとともに、廃棄物の排出の抑制及び適正な処理の確保のため、県民及び事業者の意識啓発に努める必要があります。

こうした責務を果たすため、次の取組方針により施策を推進します。

循環型社会の形成

○ごみ減量化の推進

ごみ減量化を実現するため、3Rのうち、特に発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に向けた取組みを県民、事業者、市町村などと連携して進めます。

○リサイクルの推進

各種リサイクル法の適正な運用や岐阜県リサイクル認定製品の利用の推進により、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

○一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物が適正に処理されるよう、国制度を活用した処理施設整備への支援など、市町村への支援を実施します。また、再資源化や最終処分量の削減を図るための取組みの支援を行います。

生活環境の保全

○環境美化運動の推進

環境美化運動を県民総ぐるみで推進します。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、監視指導体制を一層強化します。

2. 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制の整備

○廃棄物処理施設の整備

市町村は、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれた一般廃棄物処理計画を策定し、地域の実情に即した適正処理体制を確保する必要があります。

廃棄物処理施設の整備に当たっては、市町村は、他市町村等との連携による広域化を推進する等により、効率的な施設整備を行います。

また、地球温暖化対策を推進するため、マテリアルリサイクルできないものをエネルギーとして有効利用するための熱回収施設や発電設備の導入、白煙防止装置の見直し等による廃棄物焼却施設の余熱の有効利用等に努めます。

○廃棄物処理施設の長寿化・延命化の促進等

厳しい財政状況の中で、維持管理費用を含めたトータルコストの削減が図られるよう計画的に施設の改良や維持管理を行うことにより、施設の長寿化・延命化を推進します。また、施設の更新に伴い廃止された焼却施設については、安全性確保の観点から国の交付金制度の活用等による早期の解体撤去を行います。

第3章 産業廃棄物に関する施策の方針

1. 基本的な考え方と取組方針

(1) 基本的な考え方

産業廃棄物は、排出した事業者の責任において適正に処理するように努めなければなりません。

県は、県内における産業廃棄物の発生・処理の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な施策を実施します。

なお、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県は

- ・ 循環型社会の形成
- ・ 不適正処理対策の推進

の視点から、自らの役割を十分に理解し、連携・協働して取り組んでいきます。

(2) 取組方針

県は、県内における産業廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の確保を図るために必要な施策を実施する責務を有します。

こうした責務を果たすため、本計画の基本的な考え方に基づき、次の方針により施策を推進します。

循環型社会の形成

○リサイクルの推進

各種リサイクル法の適正な運用や岐阜県リサイクル認定製品の利用の推進により、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

○産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組みや産業廃棄物の処理に対する理解を深める取組みを進めます。また、排出事業者及び処理業者の適正処理に向けた意識を高めるための取組みを進めます。

○有害廃棄物の適正処理の推進

「岐阜県PCB廃棄物処理計画」に基づいて、法定処理期限が迫っている高濃度PCB廃棄物の処理終了に向けた重点的な取組みを行うとともに、低濃度PCB廃棄物の処理を促進します。また、水銀廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の適正な処理を促進します。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、監視指導体制を一層強化します。

2. 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項

(1) 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の運用

産業廃棄物処理施設を設置する際の事前の手続を定めるため、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を制定（平成21年3月30日公布、平成22年1月1日施行、以下「手続条例」という。）し、運用しています。

この条例は、事業者、関係住民に対して事業計画書の縦覧、説明会の実施など、事

業計画の周知を義務付けるとともに、関係住民が、事業計画に対する周辺地域の生活環境の保全上の意見を述べる手続、提出された意見に対する事業者の見解を周知する手続を定めており、事業者と関係住民は、お互いの立場を尊重し、これらの手続を重ねていくことで合意の形成に努めていくこととなります。

この条例が施行された平成22年1月1日から平成27年度末（平成28年3月31日）までの条例に基づく手続の実施状況は、表14のとおりです。手続条例に基づいて実施されている手続については、岐阜県公式ホームページにより情報を掲示し、透明性の確保を図っています。

今後も、処理施設を設置しようとする事業者と関係住民の合意の形成が透明性のある手順のもとで行われるよう、手続条例の適正な運用を行います。

表14 手続条例に基づく手続の実施状況（平成27年度末現在）

（単位：件）

年度	事業計画書 提出件数	手 続 実 施 中				手続終了		計画廃止
		計画書 審査中	周知 実施中	周知 終了	合計形成 の判断	周知 不要		
平成21年度	1	0				1	0	0
平成22年度	7	0				4	1	3
平成23年度	9	0				7	2	2
平成24年度	7	1	1			6	3	0
平成25年度	14	1	1			10	2	3
平成26年度	10	2	2			8	5	0
平成27年度	11	4	4			7	6	0
合計	59	8	8	0	0	43	19	8

（2）産業廃棄物処理施設の適正な設置のための施策

産業廃棄物処理施設の適正な設置のため、手続条例の適正な運用とあわせて、産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組みや、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解を促進するための取組みを継続して進めます。

今後も、主として中小の排出事業者を対象とした法令講習会や産業廃棄物処理業者を対象とした研修会への講師派遣を継続して実施します。また、産業廃棄物処理業者優良認定制度による優良認定の取得の促進など、優良事業者の育成に努めます。

また、処理業者等と連携して、産業廃棄物処理施設に対する県民の認識と理解を深めるための啓発活動を進めます。

第4章 災害廃棄物に関する施策の方針

1. 基本的な考え方と取組方針

(1) 施策の基本的な考え方

平成23年3月に発生した東日本大震災における災害廃棄物の処理の経験から、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、平時からの備えが重要なことが明らかになりました。

災害廃棄物の処理主体である市町村は、迅速に災害廃棄物の処理を進めることができるよう、市町村災害廃棄物処理計画を策定するとともに、施設の耐震化や仮置場候補地の選定など、平常時からの備えの強化に取り組む必要があります。一方で、市町村が処理できないほど膨大な災害廃棄物が発生した場合には、広域的に処理を行うなど、県による支援が必要となる場合も想定されます。

県は、市町村と協力して、平常時からの備えを強化するとともに、災害発生時には、迅速に災害廃棄物処理の支援を行います。

(2) 取組方針

県内で想定される大規模災害時の災害廃棄物発生量を推計し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することを目的として、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画を踏まえ、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援など、平常時における市町村の災害廃棄物対策の取組みを支援します。

また、災害発生時には、国、隣接県、市町村や関係団体と連携して、市町村に対する支援体制を迅速に構築できるよう、平常時から体制の整備を進めます。

こうした県の責務を果たすため、次の方針により施策を推進します。

生活環境の保全

○災害廃棄物対策の推進

「岐阜県災害廃棄物処理計画」に基づき、県及び県内市町村における平常時からの備えを強化します。また、災害発生時には、国、隣接県、県内市町村、関係団体と連携して、早期に支援体制を構築します。

2. 災害廃棄物の処理体制の確保

(1) 市町村における体制

水害、地震等による災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生し混乱が想定されることから、排出される廃棄物の迅速かつ適正な処理が行われるよう処理体制を整備する必要があります。このため、市町村は、災害廃棄物の処理主体として、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「県災害廃棄物処理計画」に基づき「市町村災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正処理体制を整備するとともに、近隣市町村との連携・協力体制の確保に努めます。

(2) 県における体制

県は、市町村等の職員を対象とする研修・訓練の開催等を通じて、岐阜県災害廃棄物処理計画の実効性を高めます。加えて、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会への参画等を通じて、平常時から、隣接県等との連携の強化を図ります。

また、災害発生時には被災市町村からの応援要請に基づき、県内市町村、隣接県等による広域的な支援体制の確立、産業廃棄物処理施設の活用に向けた調整を行います。関係団体に対しても、災害廃棄物の撤去等に使用可能な特殊重機等の確保に関する情報の提供を受け、災害時におけるごみやし尿の迅速な処理に向けた応援を要請します。

第5章 廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の方針

1. 廃棄物の不適正処理の現状

廃棄物の不適正処理についての通報件数やパトロールによる発見件数は、表15、16のとおりです。なお、廃棄物の不適正処理に関する通報等受理件数は、毎年3,000件以上で推移しています。

産業廃棄物の不適正処理の新規判明事案の件数は減少してきていますが、依然として小規模な不適正処理事案が後を絶たない状況です。また、平成28年1月には隣県の産業廃棄物処理業者による廃棄食品の不正転売事案が判明し、大きな問題となりました。

表15 岐阜県における不適正処理通報受理件数とパトロールによる発見件数

(単位：件)

項目	年度	H19	H20	H21	H22
不適正処理通報等受理件数		3,461 (801)	3,438 (614)	3,971 (755)	3,236 (423)
うちパトロールによる発見件数		757 (49)	779 (49)	1,053 (80)	706 (44)
		H23	H24	H25	H26
		3,471 (368)	3,539 (361)	3,215 (355)	3,450 (319)
		567 (44)	718 (20)	564 (20)	1,025 (30)

注) () は産業廃棄物の事案を内数で示す。

市町村における通報受理件数及びパトロールでの発見件数を含む。

(出典：廃棄物対策課調査)

表16 岐阜県警における廃棄物関係苦情処理件数と検挙件数

(単位：件)

項目	年	H19	H20	H21	H22
廃棄物関係苦情処理件数		518	515	523	579
検挙件数		103 (24)	98 (14)	85 (10)	82 (15)
		H23	H24	H25	H26
		560	451	480	647
		71 (9)	79 (8)	71 (7)	71 (3)

注) () は産業廃棄物の事案を内数で示す。

(出典：県警生活環境課調査)

2. 不適正処理の防止体制

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、行政監視が手薄となる夜間、休日及び早朝等の時間帯に敢行されたり、運搬中の廃棄物や投棄した廃棄物を土砂等で覆い隠したり、有価物と称して廃棄物処理法の適用を逃れようとする等、その手段が悪質、巧妙化しています。平成28年1月に発覚した廃棄食品転売事案においても、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の虚偽記載によってその実態を隠蔽し、排出事業者や行政による監視を逃れていたことが明らかとなりました。

また、高速道路等の交通網の発達、整備等に伴い、多量の廃棄物が広域に移送、運搬されています。

本県では、こうした廃棄物の不適正処理事案の未然防止や環境汚染の拡大防止を図るための基本方針として「早期発見、早期措置」を掲げ、組織の強化、監視活動の強化を図るとともに通報体制の整備や積極的な情報公開を行っています。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関、地域住民等の連携を密にしながら諸対策を展開していくことが必要です。

そのため、産業廃棄物の重大な不適正事案が発生した場合、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織しその対応を図るほか、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、不適正事案に対して地域ごとに県、市町村、警察等の関係機関が連携を図って対処するための「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設置し対応することにしています。

また、産業廃棄物不適正処理事案等について、地元に着した素早い対応を図るための「市町村職員への立入権の付与」や岐阜地域環境室及び各県事務所に警察官のOBを「廃棄物監視指導専門職」として配置するなど、その組織強化を図っています。

廃棄物不適正処理事案の「早期発見・早期措置」のための対策として、防災航空隊へリを活用しての空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」や、隣接県など6県3市との合同もしくは県単独による廃棄物運搬車両に対する「路上検査」の実施、「夜間・休日における民間警備会社への委託による監視パトロール」、また、可搬式監視カメラの配備等による監視活動の強化を図っています。

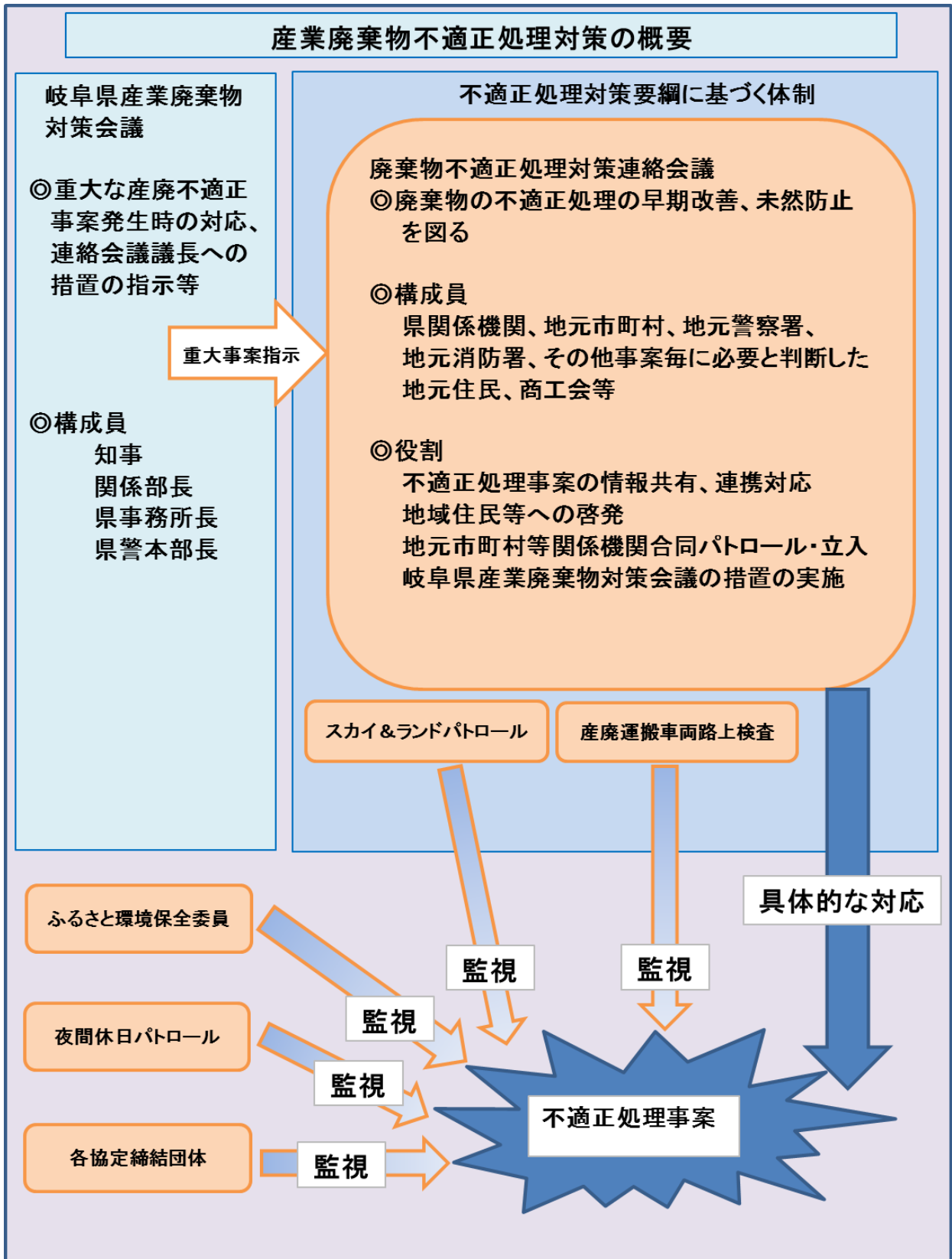
通報体制の整備では、昼夜を問わず広く県民から情報を提供していただくために「廃棄物インターネット110番」を設置するとともに、郵便局員や森林組合員、中日本高速道路株式会社をはじめとする「各種団体との通報協力体制の整備」や、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による不適正処理監視の強化を図っています。

一方で、県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案の事実や行政対応の状況を、県ホームページで公表しています。

さらに、フェロシルトの不法投棄事案を教訓として、不適正な埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を平成19年度から施行し、廃棄物の不適正処理対策上の一翼を担っています。

なお、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づく体制は図13のとおりです。

図13 岐阜県産業廃棄物不適正処理対策要綱に基づく体制図



第3部 廃棄物の適正な処理に関する具体的施策

第2部で示した一般廃棄物（災害廃棄物を含む）、産業廃棄物、不適正処理の防止に関する施策の方針に基づいて、本計画の基本的な考え方である「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」に即して、以下の施策を実施します。

1. 循環型社会の形成

(1) ごみ減量化の推進

ごみの減量化を実現するため、3Rのうち、特に発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた取組みを県民、事業者、市町村などと連携して進めます。

○「家庭ごみ減量」の推進

- ・市町村や市民団体と連携して、ごみ減量の意義や実践方法を学んでいただくための県民向け講習会を実施します。特に、家庭で実践できる食品廃棄物のリサイクルの手法等、近年大きな課題となっている食品廃棄物（食品ロス）の削減について学んでいただく機会を重点的に設定します。
- ・排出された家庭ごみが処理されているリサイクル施設の見学など、体験型の学習会を開催し、ごみ減量化やリサイクルについての県民の意識喚起を図ります。
- ・多くの県民の方々に家庭ごみの減量について学んでいただくため、県ホームページやソーシャルメディア等の様々な媒体を活用して、家庭ごみの減量に関する情報を積極的に発信します。
- ・家庭から排出される食品ロスの実態把握や食品廃棄物の再生利用など、市町村が実施する食品廃棄物の削減に関する取組みの支援を行います。

○グリーン購入（環境にやさしい買い物）の推進

- ・東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）と事業者団体（日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、（公財）日本環境協会エコマーク事務局）が連携して、消費者に対するグリーン購入の普及と定着を図るため、「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施します。
- ・環境にやさしい買い物についての普及啓発を図るため、市町村や地域団体との連携による県民向け講習会や大型商業施設等での啓発活動を実施します。
- ・県が調達を行う物品等のうち、原則として全て環境物品等を調達する「特定調達品目」を設定し、それぞれの判断基準を示し、グリーン購入を推進します。

○県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介

- ・県ホームページ等を活用し、県内におけるごみ処理の状況や市町村や市民団体等の3Rに関する取組み等について、情報発信を行います。

○環境教育・環境学習の推進

- ・企業や学校、地域における環境教育・環境学習を支援するため、環境教育・環境学習の担い手として活躍していただける人材に関する情報の充実を図ります。
- ・企業、学校、地域などのニーズに応じて、講師を派遣するなど、環境教育・環境学習のコーディネート機能の充実を図ります。
- ・ごみ減量や分別について、市町村や環境学習に取り組む団体との間で情報や問題意識の共有を図りながら、より効果的な環境学習のあり方を検討します。

(2) リサイクルの推進

各種リサイクル法の適正な運用や岐阜県リサイクル認定製品の利用の推進により、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

① 各種リサイクル法の円滑な推進

○ 容器包装リサイクル法の円滑な推進

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を適正に実施するため、市町村に対する施設整備の支援を行います。
- ・ 容器包装リサイクル法について、積極的な普及啓発を実施するとともに、容器包装廃棄物の分別収集等について市町村広報紙やごみカレンダー等を用いて周知徹底を図ります。

○ 「家電リサイクル法」の円滑な推進

- ・ 家電リサイクル法について、市町村広報紙やごみカレンダー等を用いた普及啓発を実施します。また、家電リサイクル法において小売業者が引取義務を負わない製品の回収体制が整備されていない市町村に対して、回収体制を構築するための助言を行います。

○ 「食品リサイクル法」の円滑な推進

- ・ 食品リサイクル法について、県ホームページ等を用いた普及啓発を実施します。
- ・ 地域の食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、市町村等に対して助言を行います。

○ 「小型家電リサイクル法」の円滑な推進

- ・ 小型家電リサイクル法に基づく小型電子機器の回収体制が構築されていない市町村に対して、回収体制を構築するための助言を行います。

○ 「自動車リサイクル法」の円滑な推進

- ・ 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。また、解体業、破砕業の許可業者に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

○ 「建設リサイクル法」の円滑な推進

- ・ 県ホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。
- ・ 「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実に努めます。

② 多量に排出される廃棄物の再資源化の促進

○ 建設系産業廃棄物の再資源化等の促進

- ・ 建設工事現場のパトロール等を通じて、建設廃棄物の適正な選別による再資源化と埋立処分量の削減の重要性について、排出事業者にも周知します。

○ 汚泥リサイクルの普及啓発

- ・ 県ホームページや各種イベントでの汚泥リサイクルの普及啓発や情報発信に努めます。また、汚泥肥料に関する普及啓発に努めます。

○ バイオマス資源及び食品循環資源の利用促進

- ・ 家畜排せつ物や稲わらなど、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残渣の飼料化の取組みを支援します。

③リサイクル製品の利用推進

○岐阜県リサイクル認定製品の利用推進

- ・岐阜県リサイクル認定製品の認定と公共事業等での積極的な利用を推進します。
- ・イベント等に出展し、事業者・自治体関係者や県民に対して、岐阜県リサイクル認定製品についてPRを行います。

(3)一般廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査や処理施設整備に対する市町村への支援を引き続き実施します。また、再資源化や最終処分量の削減を図るための取組みの支援を行います。

○市町村に対する技術的支援

- ・市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるように、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援を行います。

○一般廃棄物処理施設への立入検査の実施

- ・一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。

○資源回収拠点における回収状況の把握

- ・民間事業者が設置した古紙やダンボール等の回収拠点における回収量の把握に努め、多様な主体による資源の回収と適正な再資源化を促進します。

○一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援

- ・市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
- ・処理施設の耐震化や焼却施設からの熱回収・発電等が促進されるよう、助言を行います。

○一般廃棄物の最終処分削減の取組みの支援

- ・市町村等が行うリサイクルセンターや再資源化施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。
- ・市町村等の溶融固化施設で生成される溶融スラグの利用拡大を図るため、溶融スラグを使用した岐阜県リサイクル認定製品の積極的な利用を推進します。

○県・市町村の連携による適正処理の監視

- ・県と市町村は、廃棄物の適正処理に関する情報の共有に努めるとともに、必要と認められる場合には、合同の立入調査を実施するなど、相互に連携して、一般廃棄物・産業廃棄物それぞれが適正に処理される体制の確保に努めます。

(4)産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理を徹底するための取組みや産業廃棄物の処理に対する理解を深める取組みを進めます。また、排出事業者及び処理業者の適正処理に向けた意識を高めるための取組みを進めます。

○産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施

- ・産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、一斉立入、随時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。

○排出事業者、処理業者の意識高揚と関係法令等の理解促進

- ・主に中小事業者を対象として、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めるための法令講習会を実施するとともに、県ホームページ等を活用し周知します。

- ・処理業者等が主催する法令講習に講師を派遣する等、処理業者の関係法令に関する知識の向上を図ります。

○食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化

- ・産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷姿対策や廃棄物の識別番号を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。また、講習会の開催等を通じて啓発を行うとともに、立入検査により実施状況の確認を行ないます。
- ・動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組みを実施します。

○電子マニフェストの利用促進

- ・産業廃棄物の処理状況の透明化に効果があるとされる電子マニフェストの利用促進に向け、啓発を行います。また、県が排出した産業廃棄物の処理を委託する場合は、原則としてすべての業務で電子マニフェストを使用します。

○産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用

- ・条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
- ・条例に基づく手続の進捗状況について、県ホームページにより公表することで、手続の透明性の確保と産業廃棄物処理施設に対する県民の理解促進に努めます。

○廃棄物処理施設に対する県民の理解促進

- ・処理業者等との連携や県ホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発活動を実施します。
- ・産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を解消するため、処理業者に対し、処理施設の操業状況や廃棄物の処理状況、自主測定結果等の情報公開を促します。

○優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進

- ・処理業者等が主催する講習会に講師を派遣するなど、優良産業廃棄物処理業者認定制度の利用促進に向けた取組みを行います。

○農業用使用済プラスチック適正処理の推進

- ・農業関係団体等に対し、再生処理率向上に係る働きかけや情報提供を行い、引き続き指導します。

○家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援

- ・国庫補助の対象とならない、小規模農家が利用する家畜排せつ物処理施設の整備を支援します。

○畜産環境保全推進指導協議会の開催

- ・協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

○耕畜連携による資源循環型農業の推進

- ・畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を推進します。

(5) 有害廃棄物の適正処理の推進

「岐阜県PCB廃棄物処理計画」に基づいて、法定処理期限が迫っている高濃度P

ＣＢ廃棄物の処理終了に向けた重点的な取組みを行うとともに、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理を促進します。また、水銀廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の適正な処理を促進します。

○高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理促進

- ・自家用電気工作物の所有者等、ＰＣＢ廃棄物を保管又はＰＣＢ使用製品を使用している可能性がある事業者を対象として、保管又は使用の状況を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行います。
- ・国、高濃度ＰＣＢ廃棄物の指定処理機関（中間貯蔵・環境安全事業(株)）や県内の各種事業者団体と連携して、高濃度ＰＣＢ廃棄物の法定処理期限や届出制度について広報を行い、処理を促進します。
- ・ＰＣＢ廃棄物の保管事業者等に対して、ＰＣＢ特別措置法に基づく届出及び適正処理を確実にを行うよう指導を行います。
- ・高濃度ＰＣＢ廃棄物の法定処理期限（平成33年3月31日（トランス・コンデンサー等については平成34年3月31日））までの確実な処理を進めるため、指定処理機関と連携して、計画的な処理を促進します。

○低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理促進

- ・低濃度ＰＣＢ廃棄物は、例外なく平成39年3月31日までに処理を終了しなくてはなりません。保管事業者が計画的に処理を進めることができるよう、処理の実施方法等についての情報提供を行います。

○水銀廃棄物の適正な処理の推進

- ・体温計や蛍光灯など、家庭などから排出される水銀が使用された廃棄物の適正な処理について、市町村に対する情報提供や助言を行います。
- ・産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、水銀が使用された廃棄物の適正な処理に関する指導や情報提供を行います。

○その他の有害廃棄物の適正処理の推進

- ・アスベスト廃棄物をはじめ、事業所や家庭から排出される有害廃棄物が適正に処理されるよう、市町村、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して情報提供や必要な指導を行います。

2. 生活環境の保全

(1)環境美化運動の推進

県民の環境美化意識の高揚を図るため、県、市町村、県民等が一体となった環境美化運動を推進します。

○県内一体となった環境美化運動の推進

- ・「空き缶クリーン・キャンペーン週間」等における清掃活動や意識啓発活動など、県内一体となった環境美化運動を推進します。

○環境美化活動に関する情報発信

- ・県ホームページやソーシャルメディア等の媒体を活用して、県内で行われている環境美化活動について情報発信を行います。また、県内で環境美化活動を行っている団体との連携を進めます。

(2) 災害廃棄物処理対策の推進

「岐阜県災害廃棄物処理計画」に基づき、県及び県内市町村における平常時からの備えを強化します。また、災害発生時には、国、隣接県、県内市町村、関係団体と連携して、早期に支援体制を構築します。

○市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援

・市町村ごとの災害廃棄物発生量の推計、職員研修の実施などにより、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。

○隣接県等との支援体制の整備

・災害時における広域的支援体制を迅速に確立するため、引き続き隣接県等との支援体制の確保に努めます。

○災害時における支援体制の確立

・災害時には、被災市町村からの応援要請に基づき、広域的な支援体制を早期に確立するとともに、関係団体に対して協定に基づく応援を要請します。

○災害廃棄物処理に関する情報の発信

・平常時から災害廃棄物の適正な処理に対する県民の理解を促進するため、災害廃棄物の処理に関する情報の発信に努めます。

3. 不適正処理対策の推進

(1) 不法投棄等の不適正処理対策の推進

不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、監視指導體制を一層強化します。廃棄物の不適正処理を撲滅し、県民が安心して暮らせる生活環境の確保を目指します。

○通報体制の整備

・昼夜を問わず広く県民から情報を提供していただくために「廃棄物インターネット110番」を設置するとともに、郵便局員や森林組合員など各種団体との通報協力体制の整備や、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による通報を受理するなど、不法投棄等の情報収集に努めます。

○不適正処理事案の公表

・県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。

○関係機関との連携

・産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。
・警察で培ったノウハウ等を活かしたパトロール及び立入検査ができるよう、現地機関に警察官OBを廃棄物監視指導専門職として配置します。

○監視活動の実施

・防災ヘリコプターの活用による空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」や隣県等との合同での「産業廃棄物運搬車両路上検査」を実施するとともに、可搬式監視カメラを配備するほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、民間業者への委託による不法投棄等監視パトロールを実施します。

○食品廃棄物の不正転売事案を受けた監視体制の強化（再掲）

・産業廃棄物となる食品廃棄物の不正転売防止に係る排出事業者の自主的な対策を促進するため、排出事業者に対して、処理委託の際に廃棄物の包装や梱包を破るなどの荷

姿対策や廃棄物の識別番号を記載するなどのマニフェストの備考欄を活用した対策の実施を要請します。また、講習会の開催等を通じて啓発を行うとともに、立入検査により実施状況の確認を行ないます。

- ・ 動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処理業者に対して、再発防止に向けて、一定頻度での抜き打ちの立入検査など、監視強化の取組みを実施します。

○「**岐阜県埋立て等の規制に関する条例**」の的確な運用

- ・ 土砂等の埋立て等に関して、廃棄物の有無に関わらず立入検査を可能とする「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を的確に運用します。

第4部 計画の推進と進行管理

第1章 計画の推進

1. 各主体の役割

循環型社会の形成を目指すためには、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場で、役割を果たすことが重要です。

(1) 県民の役割

県民は、ごみの排出者であるとともに、一人ひとりが持続可能な循環型社会の形成に向けた取組みの担い手であることを理解し、日常生活の中で、ごみの減量化に努める必要があります。

そのためには、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策への協力のほか、ごみ減量化に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されます。

循環型社会の形成

○ごみ減量化の推進

- ◇環境学習へ参加し、廃棄物問題や環境問題に関する関心と理解を深めます。
- ◇廃棄物の排出を抑制するとともに、再生品の使用に努めます。
- ◇廃棄物の分別排出に努めます。
- ◇生ごみをコンポスト容器や生ごみ処理機で処理する等、自家処理に努めます。
- ◇製品の使用に際しては、消耗品、食材等は無駄なく使用します。
- ◇製品が故障した場合は、修理により長期間の使用に努めます。
- ◇フリーマーケットや地域の拠点回収に積極的に参加、協力します。
- ◇グリーン購入に努めます。

○リサイクルの推進

- ◇リサイクル製品や耐久性に優れた製品を優先的に選択するように努めます。
- ◇過剰包装を断るなど簡易包装を求めるように努めます。
- ◇市町村の分別回収や事業者の回収に協力します。

○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇産業廃棄物処理施設に対する理解を深めます。
- ◇手続条例に基づく手続に積極的に参加します。

生活環境の保全

○環境美化運動の推進

- ◇環境美化運動に参加する等、地域の清潔保持に努めます。

○災害廃棄物処理対策の推進

- ◇平常時から災害廃棄物の処理に対する理解を深め、災害時における適正な廃棄物処理に努めます。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇家庭における廃棄物の焼却は行わないように努めます。
- ◇土地の所有者は、土地の適正な管理に努めます。
- ◇岐阜県ふるさと環境保全委員会による活動等、不適正処理の監視に努めます。
- ◇廃棄物の不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理するよう努めなければなりません。

そのため、拡大生産者責任（EPR）や企業の社会的責任（CSR）を十分認識し、製造から廃棄まで循環的利用と適正処理を考慮した事業活動に取り組むとともに、県や市町村が実施する廃棄物に関する各種施策に積極的に協力し、排出抑制と再資源化に取り組むことが期待されます。

循環型社会の形成

○ごみ減量化の推進

- ◇ごみが発生しにくい製品、再資源化しやすい製品等の開発、製造に努めます。
- ◇ごみになりにくい製品や長期使用可能な製品を積極的に取り扱います。
- ◇過剰包装をやめて簡易包装に努めます。

○リサイクルの推進

- ◇製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備、回収・資源化ルートの確立に努めます。
- ◇環境管理システム（EMS）の構築、製品の製造段階で再利用が容易な製品設計、循環資源を利用した製品づくり、製品中の有害物質の削減などの取組みを推進します。
- ◇ISO14001の認証取得、各種関連リサイクル法に従った再資源化に努めます。
- ◇原材料やリサイクル方法の情報提供に取り組めます。

○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇廃棄物の生産工程内利用や自社内利用に努めます。
- ◇廃棄物の再資源化が容易となるように処理、分別の徹底に努めます。
- ◇多量排出事業者は、廃棄物の排出抑制及び循環的利用に計画的に取り組めます。
- ◇新たな生産・加工・建設技術の開発や導入、処理施設の高性能化等により、適正処理が容易な製品等の開発に努めます。
- ◇製造者、販売者が連携して修理・修繕体制の整備や回収・適正処理体制の整備に努めます。
- ◇排出する廃棄物の性状、資源化等の必要な情報提供に努めます。
- ◇廃棄物が適正に処理されるよう、必要な廃棄物情報を処理業者に提供します。
- ◇法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深めます。
- ◇廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。
- ◇処理を委託した廃棄物は、現地確認、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の管理により適正に処理が行われているかを把握します。
- ◇廃棄物処理の委託先を適切に選定するとともに、適切な処理料金を負担し、安易な委託処理を行わないようにします。
- ◇手続条例に基づく手続に積極的に参加します。
- ◇従業員に対する研修等、環境学習の場を提供します。

生活環境の保全

○環境美化運動の推進

- ◇環境美化運動に参加する等、地域の清潔保持に努めます。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇土地の所有者は、土地の適正な管理に努めます。
- ◇廃棄物の不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。

(3) 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理事業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があります。

そのため、環境保全の視点に立って、安全かつ確実な方法で、適正な廃棄物の処理を行うほか、廃棄物処理施設に対する不安感や不信感を解消するため、県民に対して積極的な情報公開に取り組むことが求められています。

循環型社会の形成
<p>○リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none">◇廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進します。◇熱回収による発電等により資源の有効利用に努めます。◇中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等に努めます。◇事業者や業界との連携により、再生資源の利用や用途の拡大に努めます。 <p>○廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◇廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。◇処理能力に応じた計画的な受託を行います。◇受け入れた産業廃棄物は、マニフェストや帳簿等により状況を把握・管理し、適正に処理します。◇施設の設置に当たっては、関係者の理解・協力が得られるよう努めます。◇手続条例を遵守し、周辺住民への周知を誠実に実施し、合意の形成に努めます。◇処理施設の操業状況や廃棄物の処理状況等の積極的な情報公開に取り組みます。◇法令講習会等に積極的に参加し、関係法令や適正処理についての知識を深めます。

不適正処理対策の推進
<p>○不法投棄等の不適正処理対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◇廃棄物の不適正処理の通報等について、市町村及び県への協力に努めます。

(4) 市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について総合的な責任を負うとともに、循環型社会の形成に向けた地域における住民、事業者の自主的な活動の促進を図る役割を担っています。

循環型社会の形成
<p>○ごみ減量化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◇自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努めます。◇リサイクル製品の調達を率先して行います。◇排出抑制やリサイクルの促進等のため、一般廃棄物処理の有料化を推進します。◇ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図ります。◇環境教育・環境学習を推進します。◇ごみ減量、再資源化についてのアイディアや意見の聴取、情報提供に努めます。 <p>○リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none">◇廃棄物の処理は、可能な限り再資源化を推進します。◇熱回収による発電等により資源の有効利用に努めます。◇中間処理技術、処理施設の高度化、高性能化等に努めます。 <p>○一般廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none">◇廃棄物処理法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正処理を推進します。◇一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を収集し、運搬し、処分します。◇一般廃棄物処理業の許可、変更許可及び取消しを適切に行います。

- ◇一般廃棄物処理業者、事務所、事業場へ適切な指導を行います。
- ◇職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善に努めます。
- ◇住民に対して、現在稼働中の施設に関する情報を積極的に公開します。
- ◇他の市町村との連携等による広域化の取組みを推進します。
- ◇一般廃棄物の効率的な循環的利用、適切な中間処理及び最終処分の確保に努めます。
- ◇廃棄物処理に係るコスト分析等を行い、より効率的な運営に努めます。
- ◇事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、情報提供・啓発・支援を行います。
- ◇多量排出事業者に対しては、処理計画策定の指導を通じて廃棄物の減量化を促進します。

○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇処理可能な産業廃棄物については、地域の実情に応じて一般廃棄物の処理と併せて処理を行います。
- ◇管内若しくは近隣の地域における産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、手続条例の手續に積極的に参加し、処理業者と住民との合意形成を促進するよう努めます。

生活環境の保全

○環境美化運動の推進

- ◇環境美化運動の実施等により、地域の清潔保持を推進します。

○災害廃棄物対策の推進

- ◇災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物処理が迅速かつ適正に進むよう処理体制を整備します。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇地域住民と連携した不法投棄等への監視・指導を行います。
- ◇県が主催する連絡会議に積極的に参加します。
- ◇災害時における不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

(5) 県の役割

県は、循環型社会の形成に向けて廃棄物の排出抑制、適正処理及び処理体制の整備などの廃棄物に関する施策を計画的かつ総合的に推進するとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、県民、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組みを促進します。

循環型社会の形成

○ごみ減量化の推進

- ◇自ら廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進に努めます。
- ◇リサイクル製品の調達を率先して行います。
- ◇市町村が行う適正処理、減量化の取組み、広域化処理体制の整備に技術的援助を行います。
- ◇ごみ減量化に対する住民及び事業者の意識の啓発を図ります。
- ◇環境教育・環境学習を推進します。

○リサイクルの推進

- ◇法に基づく分別・減量化・再資源化を推進します。
- ◇分別・減量化や再資源化に必要な事項について、法整備や支援制度等を国に対して積極的に要望していきます。
- ◇グリーン購入や岐阜県リサイクル認定製品制度を推進します。
- ◇岐阜県リサイクル認定製品について、県民及び事業者へのPRに努めます。

○一般廃棄物の適正処理の推進

- ◇一般廃棄物処理施設の設置許可、変更許可及び取消しを適切に行います。
- ◇一般廃棄物処理施設の立入検査等により適切な指導を行います。
- ◇県内市町村との廃棄物の処理に関する情報交換や連携・協力を進めます。

○産業廃棄物の適正処理の推進

- ◇事業者が行う産業廃棄物の発生抑制、排出抑制、再資源化の推進への取組みについて、指導・啓発・支援を行います。
- ◇多量排出事業者に対しては、処理計画策定の管理・指導を徹底します。
- ◇産業廃棄物処理業及び処理施設の許可、変更許可及び取消しを適切に行います。
- ◇産業廃棄物処理業及び処理施設の立入検査等により適切な指導を行います。
- ◇産業廃棄物処理施設設置に関して、手続条例等に基づく適正な指導を行います。
- ◇事業者及び関係住民に対して手続条例制度の周知を図ります。
- ◇適正な委託処理を推進するために、電子マニフェストの普及に努めます。
- ◇建設廃棄物の選別・再資源化を排出事業者に周知します。
- ◇中小排出事業者を対象に法令講習会を実施します。
- ◇処理業者等が主催する法令講習に講師を派遣する等、事業者の関係法令に関する知識の向上を図ります。

生活環境の保全

○環境美化運動の推進

- ◇県、市町村、県民等が一体となった環境美化運動を推進します。

○災害廃棄物対策の推進

- ◇災害発生時に災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、必要に応じて広域処理体制の構築に向けた調整を行います。

不適正処理対策の推進

○不法投棄等の不適正処理対策の推進

- ◇不適正処理の未然防止、事案の早期発見・早期措置に向け、関係機関と連携し、監視指導体制を一層強化します。
- ◇通報体制を整備し、不法投棄等不適正処理に係る情報収集に努め、県民に対する説明責任や違反事案の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。
- ◇土砂の埋立てに関して、廃棄物の有無に関わらず立入検査を可能とする「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を的確に運用します。

2. 計画の推進

循環型社会の形成を着実に進めるためには、各主体がこの計画で示したそれぞれの役割を自発的に果たすとともに、相互に連携して取り組むことが重要です。

県は、本計画第3部に記載した具体的施策を実施することで、自らの役割を果たすとともに、市町村や関係団体との協力、連携に努めます。

また、法制度の改正等、廃棄物を取り巻く動向や社会経済情勢の変化を注視しながら、より効果的な施策の立案・実行に努めます。

第2章 計画の進行管理

1. 目標達成に向けた進捗状況の把握

本計画では、廃棄物の減量化の目標を定めるとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を定めていますが、施策の推進に当たっては、その実施状況と効果を確認し、その状況に応じて必要な見直しを行うことが必要です。

そのため、施策の進捗状況を確認するとともに、廃棄物の発生量、再生利用量及び処分量の把握に努め、それらの推移の状況から廃棄物の動向を推し量り、目標値の達成状況の見込みを把握します。

2. 計画の進行管理

1により把握した施策の実施効果や目標達成に向けた見込みをもとに、施策や計画の見直しの必要性等について、環境審議会廃棄物・リサイクル部会において検討し、計画の進行管理を行います。

3. 計画の見直し

目標値設定の前提となる社会経済情勢の変化、廃棄物関連制度に係る大きな改正又は国の基本方針の改正等があった場合には、必要に応じて見直しをすることとします。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

第2次岐阜県廃棄物処理計画（改定版）

平成29年3月改定

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1-1

TEL 058-272-8214

FAX 058-278-2607